

318

261



始



エト4A50



318
26

緒言

近時軍事を解する者次第に増加し、兵書出版の事業益々發展するに從ひ、『軍事』を説明したる書籍の世に現はるゝもの頗る多く、最近に於て現役兵の豫習を目的としたる著述の如き、所謂汗牛充棟も啻ならざるの状況にあり、され共之を通覽するに、何れの書に在りても、名は誰某の著たるに似ず、其内容は軍隊内務書、野外要務令、各兵操典、教範類の拔萃ならざるはなし、此等の書素とより誤りとして指摘すべきものは或は少からんも、其説く所は悉く入隊後完全せる軍事教育に依りて、現實に、適切に、且つ最も綿密に教育せらるゝ所に繋り、必ずしも入隊前不完全なる軍事智識を以て、之と首引して記憶するにも當らざ

緒言

318
261

る事項多しと認めざるを得ず。

試に射撃の説明に就て見るに、未だ銃を手にしたることなき人々に對し、照準の方法を述ぶるも、如何にして之が實施の豫習となるを得べき、斥候の動作に就て然り、野外工作に就て然り、操典、勤務、體操總て然らざるはなし。凡そ此等入隊後教育せらるべき軍隊學術を、其服裝もなく、其材料もなく、其教育機關も整はざる豫習に於て修得せしめんとするは不可能の事たるのみか、一步を誤てば半可通の軍人を作るの弊害に陥るべし。

凡そ世に半可通ほど害あつて益無きは莫し、英國少年義勇隊長ポール中將曰く、

眞正の軍事教育ならざる軍事の眞似事は其技愈々巧妙にして益々

滑稽を感じしむ

と、軍事の如き整齊現實なる學業に對しては、充分なる用意と設備とを以て、其活きたる精神を味はずんば、豫習も何等の效なく、却て半可通者を増加し、軍務の進捗を妨ぐるの結果を生ずべし。

本書は努めて此等現實の學術を説くことを避け、軍事の正しき概念を得せしむるを専念として著述したるものなれば、軍隊の教科たる操典、要務令、教範を合せ綴るの便利あるものにあらずと雖も、各學術科の要旨は悉く之を網羅し、總括せる軍事觀念の資料に供したるが故に軍務の全體に亙る原則は此一冊子に盡したりと云ふも敢て過言にあらず、即ち法律學に對する法學通論、經濟學に對する經濟原論の位置にありて、正に軍事學に於ける軍事學通論となるべきものは本書なり

既に軍事學通論たる以上、入隊者の入營前に於ける豫習として、之を修得する時は、爾後の教育を咀嚼する素地を作るに足るべく、一般に軍事に志す人の教科として、新面目を有するを信ず。就中書中各章に修養訓、社會訓、國民訓、軍國訓たるべき諸材料を含蓄せしめたるを以て、現役並に豫後備役各階級に對する修養書として、聊か特色あるものと云ふべし。

若し夫れ普通教育と軍事教育との關係、國家社會と軍事との關係に至りては、近時識者の唱道して止まざる所、書中全般に亙りて此意を用ゐたるは、著者が國民的軍事通論なる別稱を本書に附せんとしたる當然の結果のみ。

凡例

- 一、本書は新に軍事教育を受くる人々に、軍事の大體に關する正確なる觀念を得せしむるを主眼として著述したるものなり。
- 一、國家思想の發達と共に、軍事に對する國民の思想も亦年々向上するを以て、本書は國民と軍隊との關係、社會と軍隊との關係を明にする點に向つて充分の用意を拂ひたり。故に其主眼に於て例令入隊者の準備教育を目的としたりと雖も、單に軍隊の一員としての入隊者を目標とせずして、國民としての入隊者に必要の軍事的素養を得せしむるを主眼としたるを以て、本書の一面は國民の軍事教科書たる特色を有するものなり。
- 一、軍隊内部の學科及術科は、軍事の概念を明にするため必要なる範圍に止め、努めて一般社會より軍事を研究するの態度に依り、原論的に説述を試みたり。
- 一、軍事教育は國民教育の一課程にして、其觀念は社會に敷衍して、質實剛健の思想を扶植するに足るものなれば、教育にたづさはる人は軍事思想の根據を明かにして、之を其

教育に應用する所なかるべからず。本書は特に此點に意を用ゐ、普通教育の參考たるべき資料を、成し得る限り各篇に含有せしめたり。

一、書中各兵種及兵役の特色、軍人の素養、軍人道、軍務の獎勵、入營退營の覺悟等の章節を設け、尙武的修養の要訣を明にしたるは、各種兵役の諸階級者に參考資料を提供するの意に出でたるものなり。

一、恩給とは何ぞ、勳章記章の性質、兵役の沿革、兵役の權利義務等は、普通の兵書に未だかつて見ざる題目にして、本書の始めて説明したる所なれば、軍人以外にも相當の參考たるを得べし。

一、書中武裝的平和、軍器の獨立、戰鬪の原則、後方勤務、國民の後援等を詳述したるは、世の軍事趣味向上の一助たらしめんとする微衷に外ならず。

一、法律的説明は事物の原則を明かにするに必要な手段なり、本書は全篇に互り努めて法律的色彩を加へ、以て軍事の根原を説明するに努めたり。

一、今日行はる、軍隊豫習書の多くは、年々改廢せらる、法令等に對し、殆んど改訂を加

へざるもの、如し、二三の例を以て之を示せば

▼歩兵須知又は歩兵教程等の書中、服裝の部に於て、軍裝は新年、三大節、賢所參拜(其他)等に着用するものとし、最も重大なる戰時着用を逸せざるは稀なり。

▼同様の著書其他に、勳章禮奪を説明するに、重罪輕罪の名稱を用ひ、刑法の改正十年に及ぶを知らざるもの、如し。

▼明治四十四年十二月に校訂したりと稱する同種の書中、恩給の説明に於て、明治四十三年改正以前の恩給額を掲げざるは稀なり。

最も廣く行はる、書にして其杜選懈怠尙斯の如し。本書は爾後法令の改正に伴ひ、充分校訂を加へ、書籍の價值をして無限に持續せしむべきを期す。

一、一般の豫習書は軍隊學術の紹介に綿密なるも其要旨の紹介に疎畧なるもの、如し。

▼壯丁豫習教科書なる書中、陸軍の兵種を説明するに「騎兵は馬に乗り刀又は槍を以て戰ふものなり」とあり。我騎兵は槍を以て戰ふことなきのみか、重要な武器として騎銃を携ふることを逸しあり、斯の如き教科書により豫習をなさんとする豈危からずや。

▼同書靖國神社の説明に、庭内の風光全美なるを稱するは可なるも、「國家のため殉死したる者を祀る」と云ふは、殉死の説明により大なる誤を生ぜざるか。

▼歩兵教程なる書中靖國神社は官幣大社なりとあり。

二三の書を繙くも一見過誤を知る斯の如し、其不用意驚くに堪えたり。本書が此等概念に於て誤りを傳ふる所なきは、深く確信する所なり。

最新軍事教程 目次

第一章 軍事とは何か

第一節 軍事の概念	一
第二節 社 會	三
第三節 國 家	五
<small>總論</small> 土地 人民 權力 國體及政體 國家と社會との異同	
第四節 軍事の位置	一二
<small>軍事の組織</small> 軍事の内容 軍制餘録	

第二章 我國體と軍事

第一節 萬國無比の國體	二〇
第二節 日本帝國の軍事	二三
第三節 我皇室と軍事	二四

最新軍事教程目次

軍事の總攬 古代皇室の尙武思想 維新後の皇室と軍事

第三章 兵役の本義及沿革

第一節 兵役の義務及權利……………三二

憲法の規定 兵役の義務及權利

第二節 兵役の沿革……………三六

兵役の由來 徵兵法の完備

第四章 我國の軍制沿革

第一節 上古の兵制……………三九

軍事の部族 軍事の官職 兵馬の統帥

第二節 中古の兵制……………四二

中央兵事制度 地方の兵官 軍團の組織

第三節 近古の兵制……………四六

鎌倉幕府の兵制 室町幕府の兵制 織田氏豊臣氏の兵制 徳川幕府の兵制

第四節 維新後の軍制……………五〇

總説 明治初年の兵制 日清戰役後の軍制

第五章 現今軍制の大要

第一節 平時編制……………五八

軍隊 其一師團、其二各兵種の編制、其三團隊長、官衙 其一陸軍省及其隸屬官衙、其二參謀本部及其隸屬、其三教育總監部、其四要塞司令部、其五衛戍諸官衙、其六徵兵事務官衙、其七拓殖地陸軍官衙、學校 其一陸軍省直轄學校、其二參謀本部直轄學校、其三教育總監部所管學校 特務機關

第二節 戰時編制……………八四

總説 師團の編制 其他 戰時大本營の編制

第六章 軍人の地位

第一節 軍人とは何か……………八八

第二節 軍人たる地位の發生消滅及停止……………九二

軍人たる身分の發生 軍人たる身分の停止 軍人たる身分の喪失

最新軍事教程目次

第三節 兵種及階級……………九四

兵種及各部 軍人の階級

第四節 軍人の待遇……………九七

身分に對する待遇 勳功に對する殊遇 恩給に對する殊遇

第五節 軍人の義務……………九九

忠節 軍務に精勵なる義務 服從の義務 品位を保つゝの義務

第六節 軍 屬……………一〇四

第七章 兵役

第一節 徵兵法……………一〇七

陸軍管區及徵兵區 徵兵署 體格區分 訴願 入營

第二節 現 役……………一一一

現役の位置 陸軍將校 准士官 下士 兵卒 一年志願兵 六週間現役 歸休

第三節 豫備役及後備役……………一二一

總論 豫備役 後備役

第四節 補充兵役……………一二六

第五節 國民兵役……………一二六

第六節 各種兵役の補充……………一二八

將校の補充 下士の補充 兵卒の補充 特別補充

第八章 軍人の素養

第一節 軍事教育……………一三七

學校教育及部隊教育 軍隊教育 一般教育 特業教育 特別教育 勤務演習教育

第二節 修 養……………一四一

入營に際しての覺悟 其一義務の覺悟、其二軍事教育の覺悟、其三身體鍛鍊の覺悟 入營後の覺悟

第三節 軍人道……………一四九

軍紀 風紀 名譽 軍旗 愛隊心 靖國神社 陸戰條規及海戰條規 赤十字條約

第四節 軍人の鍛練……………一六一

身體 〓 其一生理及衛生、其二運動、其三武術、其四馬術、其五射擊、其六教練

第九章 起居及内務

第一節 軍人の起居……………一七四

第二節 軍隊の内務……………一七七

綱領 〓 敬稱及稱呼 〓 火災豫防 〓 非常呼集 〓 警倉 〓 検査 〓 朝夕の起居 〓 休日及外出
〓 衛生 〓 炊事場及浴室 〓 厩舎 〓 酒保 〓 郵便物 〓 入隊兵取扱 〓 除隊兵取扱

第三節 儀禮及服装……………一八八

儀式及禮法 〓 其一儀式及禮法の要旨 〓 其二儀式 〓 服装

第四節 物品の保存……………一九四

第十章 軍人の勤務

第一節 勤務の通則……………一九七

勤務とは何ぞ 〓 勤務の實習 〓 勤務の種類

第二節 隊内勤務……………二〇〇

第三節 衛戍勤務……………二〇三

第四節 守衛及供奉勤務……………二〇五

第十一章 軍人の活動

第一節 總論……………二〇七

第二節 各兵種の性能……………二〇九

歩兵 〓 騎兵 〓 砲兵 〓 工兵 〓 輜重兵 〓 憲兵

第三節 活動の概則……………二一五

戦争の源因 〓 戦員素養の完備 〓 兵器器具馬匹の良否 〓 戦争方法の巧拙 〓 其一統帥
及連繫 〓 統帥及命令、部隊の連繫 〓 其二搜索及警戒 〓 搜索、警戒 〓 其三運動及休
止 〓 行軍、運輸及交通、宿營、行李及輜重 〓 其四戦闘 〓 行軍より戦闘に至る兵語、
戦闘一般の要領、各兵の戦闘法、攻撃及防禦 〓 兵力の維持 〓 其一給養 〓 其二衛生
〓 其三後方勤務 〓 兵站勤務、補充、國民の後援

第十二章 軍用品

第一節 總論……………二六一

第二節 兵器……………二六四

兵器とは何ぞ 戦術上の兵器 行政上の兵器 兵器の取扱

第三節 馬 匹……………二六九

第四節 被 服……………二七一

第五節 糧 秣……………二七二

第六節 其他の物品……………二七三

第十三章 検査及検閲

第一節 検査……………二七四

第二節 検 閲……………二七五

教育検閲 特命検閲 特種検閲

第十四章 経 理

第一節 陸海軍經理の性質……………二七八

第二節 軍需品……………二七九

軍需品の調製 軍需品の保存 軍需品の給與

第三節 金 錢……………二八二

第四節 平時經理……………二八三

第五節 戦時經理……………二八六

第十五章 軍務の奨励

第一節 總 則……………二八八

第二節 恩 給……………二八八

恩給の性質 恩給の種類 恩給権の發生停止及其消滅 其一 恩給権の發生 其二 恩給権の停止 其三 恩給権の消滅 恩給給與の方法 時効 恩給者の義務 雜則

第三節 賞典及位階……………三〇〇

勳章 其一 勳章の性質 其二 勳章の種類及年金 其三 敘賜の標準 其四 勳位の停止及消滅 其五 帶勳者の義務 其六 外國勳章 記章 其一 從軍記章 其二 記念章 其三 勳功章 善行表彰 其一 褒章 其二 善行證書 其三 善行章 其四 褒章休暇 其五 其他の褒賞 特別歸休 位階 感狀

第四節 刑 罰……………三一五

通則 刑法 其一 陸軍刑法(總則、罪) 其二 其他の刑罰法規 行政罰 懲戒罰 其一 通則、其二 懲罰、其三 懲治

第五節 進級 武官の進級 兵卒の進級 適任證書 三三一

第十六章 召集

第一節 總則 召集の本義 召集の種類 召集の方法 三三七

第二節 應召手續 本人の應召 家族の心得 三三九

第三節 簡閱點呼 三四二

第十七章

第一節 海軍軍衛 海軍省 海軍軍令部 鎮守府 三四三

第二節 海軍區及軍港 三四五

第三節 艦隊編制 艦隊の種類 任務及性能 三四七

第四節 教育及學校 總説 艦團隊教育 海軍大學校 海軍兵學校 海軍機關學校 海軍砲術學校 海軍水雷學校 海軍工機學校 海軍軍醫學校 海軍經理學校 三五二

第五節 海軍軍人の階級 三五五

第六節 補充 士官の補充 准士官 下士卒の補充 三五六

附 錄

軍事法規 朝鮮に於ける憲兵と警察 現役軍人婚姻條例 陸軍武官考表規則 陸軍軍人休暇規則 文庫規則 陸軍召集規則 隊附下士隊外採用規定 軍令に關する件 軍隊教育令 將校團教育教令及訓令 工卒教育規則及擔架術教育規則 各部隊教育の諸規則 軍隊教練の要旨 陸軍會葬式及表喪式 陸軍埋葬式 兵器取扱規則及火藥火具取扱規則 軍隊經理規程 陸軍治罪法及執行規則 陸軍傳染病豫防規則 三六一

陸軍軍人軍屬著作規則

一般法規……………三八一

憲法 民法 民事訴訟法 商法 刑法 刑事訴訟法 文官任用令 文官試験規則
會計法及其補則 會計規則

軍隊と社會……………三八五

軍隊と國家……………三九〇

軍人と非軍人……………三九四

軍人と家庭……………三九五

入營の心得……………三九七

退營の覺悟……………四〇三

以上

勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ひ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ひ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふ事もありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふ事はなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徴兵もいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の

御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ
 剩へ外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕が皇祖仁孝天皇皇
 考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けられ然るに朕幼くして天津日
 嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海
 内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績な
 り歴世祖宗の専ら蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆
 の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國
 の光を輝やかさんと思ひ此十五年前に陸海軍の制を今の様に建定めぬ夫兵馬
 の大權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親ら之を
 攬り肯て臣下に委ぬへき者にあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文
 武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり
 朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰さ
 てそ其親は殊に深かるへき朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いま

おらする事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さるとに由るそかし我
 國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を輝
 かさは朕汝等と其譽を借にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の
 保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華とも
 なりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を
 左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし 凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆる
 の心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へし
 とも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長ず
 るも猶偶人に等しかるへし其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊
 は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在
 りは兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らす只一
 途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ

其操を破り不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正しくすへし 凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任の者に服従すへきものそ下級の者は上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隷屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからす公務の爲めに威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠すして一致の和諧を失ひたらんには晉に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし 夫武勇は我國にては古よりいとも尙へる所なれば我國の臣民たらむもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同

しからす血氣にはやり粗暴の振舞なとせむは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れす己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接するには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世の人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへき事にこそ

一軍人は信義を重んずへし 凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくしては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はし始めより其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始めに能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はともて守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古

より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるべき

一軍人は質素を旨とすへし 凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華美の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置つれと猶も其惡習の出でんことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるをかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑に思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならずれば如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

讀法

兵隊ハ 皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲メニ設ケ置カル、モノナレハ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘカラス

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルヘカラサル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルヘカラサル事

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直ニ之ニ服從シ抵抗干犯ノ所爲アルヘカラサル事

第四條 膽勇ヲ尙ヒ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アル可ラサル事
 第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ爭鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルヘカラル事

第六條 道德ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱ニ流ル、等ノ所爲アルヘカラル事
 第七條 名譽ヲ尙ヒ廉耻ヲ重シ賤劣貪汚ノ所爲アル可ラサル事

以上掲クル所ノ外法律規則ニ違反シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ耻辱ノミナラサルナリ況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得サルニ至ルニ於テヲヤ名譽ヲ尙ヒ廉耻ヲ重シスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍刑法ノ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ特ニ設ケラル、モノタルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之レヲ犯セハ營ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飭シ決シテ違犯ス可ラサルモノナリ

勅語

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク

惟フニ 皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クヘキヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是 皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ 皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セン事ヲ冀フ汝等軍人ハ 皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直チニ之ヲ朕カ躬ニ效シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭シ朕カ股肱タルノ實ヲ擧ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セ

陸軍少將田中義一閣下校閲

最新軍事教程

陸軍騎兵中尉 則本富三郎著

第一章 軍事とは何か

第一節 軍事の概念

個人の防衛

如何なる事柄を軍事と稱するかは軍事の内容を知る最初の階梯なり。抑々一國に軍事に關する種々の設備ありて、軍隊を置き兵員を養ふは何の必要ありやと云ふに、大體に於て個人が力量を鍛へ、劍道柔術を修め、物に動ぜざる氣力を涵ふと相似たり。蓋し此等の修業は平生に於てこそ殆んど其必要なけれ、一朝身體を防衛し又は他人の危急を救はざるべからざる場合に遭遇せば、一身の存廢に關する大事となるのみならず、國家の發達尙幼稚にして、強者のみ獨り其力を奮ひし時代に於ては、此素養無き者の生存を容さざる程なりしなり。然るに國家漸く發

國家の防衛

達し、充分に其國民を保護する今日に至りては、個人として腕力を研ぎ武術を修むるが如き必要は大に薄らぎたれど、其代り個人の集まつて造りたる國家と、他の國家との間に於ける競争は年毎に烈しくなり、國民は團結して他の國家に對抗すべく、片時の油斷もなり難き狀況となりたるため、其昔銘々のために修むるの必要ありし武術は、今や去つて國家のために練磨するの必要を來し、遂に今日の如く軍隊を置き兵備を整ふることとなりたる也。是れ大體に於ける軍事の觀念にして、國家ある以上他の國家との關係あり、他の國家との關係ある以上必ず軍事ある事を明かにするものと云ふべし。然れども國家の組織は個人の如く單純ならず、其軍事も常に個人の防衛を以て論ずべからざる點多きが故に、正確なる軍事の觀念を得んと欲すれば、個人と國家との關係、國家と他の國家との關係を明かにせざるべからず。而も國家の事を説くに際りては、國家と最も密接なる關係あり、且つ軍事の觀念を容易ならしむる處の社會を研究するの必要あるを以て左に其概念を紹介せんとす。

第二節 社會

社會の發生

人類が各自に孤立せずして互に相協同し、有無を通じ智慧を分ちて、共に生存する團體ある時は、其處に社會ありと云ふことを得べし。

元來今日の社會なるものは一朝一夕に生じたるものにあらず。其最初は原人なる人類ありて辛ふじて他の動物に伍しつゝ、生存し來りたるが、一種獨得なる體質と秀抜なる智能とは、人々相協同し、多數の力を合せ以て自然を開拓するの有利なるを發見し、此合同力を以て或は他の人類及人類以外の動物に對抗し、或は牧畜耕耘によりて自然の物資を利用しつゝ、生活の容易を圖るに至り、子孫蕃殖して氏族を生じ、氏族發達して民族となり、共同團體の範圍を擴張すると共に此處に小なる社會を形成し、此小社會他の小社會と結合し、若しくは結合する事なく其儘發展して中社會となり、更に進んで今日の大社會を成立するに至りたるものとす。請ふ少しく其事情を明かにせむ。

社會の發達

人間の
特能

人類は常に其體質の特別なるのみならず、獨得なる能力ありて種々の發見又は應用をなしたり、其の第一は火の發見なり。他の凡百の動物一として敵する能はざるに至りたるは全く此の火の發見應用なり、人類は之れによりて他の動物の侵害を防ぎたるのみならず、從來生食し得ざりし物をも火食し、滋養なきものも之を得る事によりて生活の簡便安固を來し、勞力を節約して他の研究に注ぐに至り、愈々益々發展することを得たり。其他言語ありて意思を通じ、居を構へて敵より離隔し、弓箭其他の器具を發明して攻撃防禦に用ふる等、常に卓越せる智能を運用して其發達を専らにしたり。

協同の
致の力

され共此等は只人類の發達すべき素養あるを明かにするに過ぎず。人類が社會を構成して今日の大組織を作るに至りたるは、全く相共同して互の利益を保護増進するの一事にあり。即ち人間一人にては如何ともなし難き事柄も、多數合同すれば易々として之を成すべく、個人にては勝ち難き敵も團體にて當らば容易に之を敗るの利益は、智能ある人類の何時しか解する所となり、經驗を重ねるに従ひ

社會の
合同

愈々合同の範圍を擴張し、先づ結合し易き氏族の團結となり民族の結合となり、小部落合同して大部落となり、大部落連合して大社會を形成し、あらゆる侵害物を除去し、自然界を開拓して今日の大發達を遂行したるものとす。
小社會と他の小社會と結合するには相當に争ひありしに相違なし。戰爭によりて征服したるもあるべく、和睦によりて合同したるもあるべく、種々の方法に依りしならんが、要するに伶俐なる人類は斷へず相争ふの不利なるを解し、機會を以て合同するに至りたるものと認めて可なり。
以上之を要するに人類は素とく協同團結すべき社會性を有するを以て、機會を得る毎に結合して己れに不利なる事物を排除し、其結合の組織を擴張すると共に愈々益々發達し、其始め世界の各所に形成せられたる小社會は、浸潤し、瀾漫し、擴充し、發展して、遂に今日の大社會となりたるものと云ふべし。

第三節 國家

國家の
三要素

第一 總論

人類あり互に相協同して活動する時は、兎に角其處に社會ありと云ふことを得れ共、未だ以て國家ありと云ふことを得ず。國家ありと云ふには人類が只漫然として相集るにあらず、少くとも土地を根據として其上に秩序ある結合をなさざるべからず。即ち國家には土地及人民なる二つの要素ある上に、更に或力ありて人民の結合を監督保持し、團結力に悪影響ある如き行為をなさしめざると共に、其土地の上には他の國家(社會)をして自由なる行動を絶對に爲さしめざる程の組織なかるべからず。此組織を名づけて政治組織と云ひ。政治組織の主腦を統治權と云ひ、統治權を行ふ力を權力又は國權と云ふ。以下國家の三要素に就て略説する所あるべし。

第二 土地

一定不
變の根
據

水草を逐ふて移住する所の遊牧の民は、例へ相當の結合ありとも、人間の共同的に活動する所の根據たるべき土地なきが故に國家を成さず。土地は實に國家の

生存を保證するものにして、其の肥へたると瘠せたと、寒帯なると熱帯なると、大陸たると海島たるとに因り、國民の生存發達に大なる等差を來すのみならず、國家が國家として永久に存在し發展するには、必ずや一定不變の根據を有せざるべからざるを以て、國家に取り缺くべからざる要素たるは論ずるまでもなき事なり。

第三 人民

國民及
臣民

國家ありて後人類あるにあらず、人類ありて後國家あるを見るも、人民が國家の要素たるは當然の事なり。而して此の人民の集りを國民と云ひ、主權者たる君主に對しては臣民と云ふ。國民の數には別に制限なけれど極端に少數なる時は國家を永久に保維する能はざるべし。

國民は國家を發達せしめ、之をして完全無缺の域に到らしむべき原動力なり。土地如何に豊饒なるも國民怠惰ならば國家は發達せず、天然の物資如何に缺乏せらるも國民勤勉ならば國家を富ましめ得べし。國家をして富強ならしむるも貧弱な

らしむるも所詮は國民の力にあり。蓋し國家は國民以外に存在するにあらずして、全く國民なる要素によりて建造されたるものなれば、國民が國家に盡すは畢竟國民自身に盡すことに歸着すればなり。

第四 權力

權力及主權

國家の國家たる所以は、國民の團結を永久に持續し、其の進運を圖るにあり。之がためには其團結力を鞏固にし、内部より生ずる破綻を防ぐと共に、外部より侵入する危険を排斥して、斷へず國家の安寧秩序を保つべきは勿論更に進んで國民の幸福を増進するため、常に永久的設備をなさざるべからず。而して權力とは即ち國家が相當なる夫れ々の機關を運用指揮して此設備に従はしめ、必要なる各種の處置を執る力を言ふものにして、此權力の集中する所を主權と稱す。主權は國家の安寧秩序を保ち、團結力を永久に繋ぐ中心點にして、其國民に對しては絶對的の支配力となり、他の國家に對しては平等に國際上の權利を享有する主格となるものなり。

第五 國體及政體

國體

國家が土地人民及權力の三要素より成ることは何れの國家も皆同一なれど、其成立の體樣及び主權の所在に付ては必ずしも同一なる能はず、或は單一なる國家あり、國家と國家と集合せるあり、或は君主主權を有するあり、國民主權を有するありて、國體の區別自ら其間に生ず。然るに此等の區別は軍事の研究上直接に效果あるにあらざるも、國民が國家に對する關係及國家の他の國家に對する關係に多少の強弱深淺あるべきを以て、茲に其大別を記して參考に供す。

▼君主國及民主國 皇帝又は國王ありて一國の主權を執る時は其國家を君主國と云ひ。國民主權を有し其代表者を選びて國政を總攬せしむる國家を民主國と云ふ。

▼宗主國及附備國 國家が或國家に對し附備の關係に立ち其國の承認を受けて主權を行ふ國家を附庸國と云ひ附備せらるる國を附庸國に對し宗主國と云ふこと、合併以前の日本と朝鮮との關係の如し。

▼**獨立國及保護國** 他より何等の干渉を受くる事なく獨立完全に主權を行ふ國を獨立國と云ひ。他の國家より軍事か財政か其他何等かの保護監督を受けて主權を行ふ國を其國に對し保護國と云ふ。

▼**中立國及殖民地** 他の國家に對しては斷じて侵略的行動を執らず、常に中立不黨の状態にある國を永世局外中立國と云ひ。或國の殖民に依り建設されたる國を殖民地と云ふ。殖民地は大抵別個の政府を有し恰も附備國の如き關係を以て其本國に對するを常とす。

▼**單一國及合衆國** 單一に主權を行ふ國を單一國と云ひ二國以上の國家合して更に一の主權を行ふ國を合衆國と云ふ。日本の如きは單一國にして獨逸聯邦の如きは合衆國なり。

以上の區分は國家の大別に過ぎず、其説明又簡なるも、國民の國家に對する關係極めて密接にして且つ深く従つて他の國家に對し團結力の鞏固なるべきは獨立單一なる我國の如きに於て克く之を見ることを得べし。

政體

國家の主權を行ふ状態が全く主權者の專行に屬する時は專制政體と云ひ、一定の準則ありて主權が此準則に基き行はる時は立憲政體と云ふ。立憲政體は準則に従ひ國權の行はるゝを稱するものにして此準則を憲法とは云ふなり。故に立憲政體なるか否かは其國に憲法の行はるや否やによりて別る。

第六 國家と社會との異同

國家と社會

國家と社會との關係及異同に就ては尙一顧を加へざるべからず。社會は人類の團體を絶對的に觀察し、其共同活動する狀況を認めて名づけたるものなれど、國家は相對的(關係的)に人類を觀察し、或權力にて結合したる團體に區分したる觀念なり。即ち社會と國家とは人類の共同體たる事に於て全く同一なれど、一は其結合の組織又は強弱を眼中に置かざるに反し、一は此點に重きを置き、人類の共同團體が權力を以て其團體員の結合を永久に保持する状態を主眼としたるの差異あり。従つて社會は如何やうにも觀察區分して種々の名稱を附し得べく、其範圍も國家と全然同一に定め得べしと雖も、國家は權力に基く人民の集團なるを以て、

社會の
區分

假令其範圍社會と同一なる場合にも之を區分觀察するに由なし、之れ兩者の同じからざる要點なり。例へば社會は縦に觀察して『日本の社會』『支那の社會』と言ふ事を得べく、或は横に觀察して『軍人社會』『上流社會』或は『勞働社會』等に區分する事を得れ共、日本帝國は何處までも日本帝國にして、之を區分する時は國家たる資格を喪ふに至る、又以て兩者の性質を知るべきなり。

第四節 軍事の位置

第一 軍事の組織

軍事と
警察

人類の共同團體たる國家が、團體の維持發達を圖るため施すべき要務は元より數あれど、何より緊要なるは内部より發生する不良の分子——即ち小にしては團體の維持發達に悪影響を及ぼし、大にしては其存在を危くする所の惡元素——を驅除すると共に、國家(團體)外より國家に向つて侵入し來る非違を防遏排除して之に勝つの一事にあり。此内部より生ずる非違を驅逐し外部より侵入する不利を

國家と
國家の
利害關係

排除して國家の安全を保つは軍事及警察の力なりとす。

一の國家が他の國家と並び立ちて其發達進歩を遂げんとするには、勢ひ相互の利害關係に就て分立なるものと共通なるものとを生ず。此分立なるものは各國家自由に之を處分して何等の紛紜を生ずる事なしと雖も、共通なるものに至りては忽ち相互の間に交渉を生ず。例へば或二國の中間に一の島ありとせんに、此島が一國に何の利害關係なくして他の一國之を希望するに於ては何等の問題なしと雖も、兩國共利害關係ありて之を獲むと争は、忽ち問題を生ずべし。此場合如何に處分すべきかと云ふに。孰れかの國家が其の存立條件に照して讓歩する所あるにあらざる限り、各他の主張を排斥して自己の主張を満足せしむるの方法を講ずべきも、尙ほ目的を達せざるに於ては、結局實力に訴へて自己の主張條件を充たさざるべからず。此の場合に於ける實力の對抗は言ふまでもなく警察にあらざる軍事の活動なり。此の軍事活動をなさんとするには、豫め活動に従事する軍隊を養ひ必要なる準備を整へ置かざるべからず。然れ共軍隊を置くことは唯單に開戦

軍事組
織

に際し直に活動し得る事をのみ目的とするものと即解すべからず、之れを常設すること、依りて戦争を未前に防ぎ間接に國家の利益を擴張することも又軍隊を配置する一理由たり(第二節武裝的平和、附録軍隊と國家參照)此の如き理由を以て軍隊を置き一定の機關を作り活動の根據たるべき諸般の施設をなすを軍事組織と云ふ。

軍事組織は、苟も國家が他の國家又は團體と接觸交渉して利害關係の衝突あることを豫期する以上、必ず之れなかるべからざる所にして、其大小廣狹は主として其國家及外部に對する關係の大小廣狹に因りて別るゝものとす。

第二 軍事の内容

往昔の國家は政治の組織狭少にして且つ鞏固ならず、主權の發動極めて微弱なりしより、國內の秩序整はず、動搖常に甚しくして、國家に不利なる分子は外部よりも寧ろ内部に發生するの事情にありしかば、之を驅除して團體の安寧秩序を圖るべき設備は、内部と外部とを區分するの必要なく、悉く軍事を以て之が

警察と
軍事の
分離

鎮壓排除に供したりしも、國家の觀念漸く發達するに及び、政治組織の鞏固と共に主權の力強大となり、國民の國家に對する思想亦之に伴ふて向上し、國家の發達は則ち國民の發達にあり、國家を愛するは則ち國民自身を愛する所以なりと云ふ事了解せらるゝにつれて、内治の成績頓に擧がり、國家の内部に於ける非違の排除に軍隊を用ふるの必要は殆ど止み、法治組織の周行に隨ひ、警察制度を以て之に代ふる事となり、今日に於ては軍事は主として國家の外部に對する方面のみ活用せらるゝに至りたり。

蓋し今日の國家は昔の國家の如く薄弱なるものにあらず。即ち教育の普及と共に輕舉暴動を敢てする者減少し、交通機關の行き渡ると共に國民の状態手に取る如く明瞭となりたる上に、司法及行政警察の進歩につれて。國家に不利なる非違の行動に對しては、豫防の道充分に講ぜられ、少くとも其害大ならざるに先だち檢舉鎮壓せらるゝが故に、國內の事變に對して豫め軍事の施設をなす如きは極めて必要に遠ざかるものとなりたり。勿論永世局外中立國に於ても僅少の軍隊を

内亂と
軍事組
織

置くが如く、内亂豫防のため全然軍隊を置くの必要無しと言ひ難きも、軍事組織の根本主意は國家の他の國家又は團體に對する所要に發源せりと云ふべし。殊に今日の軍隊は國民の義務として任ずる處なるに、此軍隊が國內の反亂即ち其同胞の叛亂を豫期して設置せらるゝものとなすは非理の甚しき説なるに於てをや。

今日の國家關係

現今の社會組織は極めて複雑にして四海相交通し各國相錯すと雖も、其團結力に至りては國家鞏固なるものなく、宗教及道德の思想如何に共通すればとて、一度己の屬する國家と他との利害衝突に觸れんか、誰か其國家を捨て、他に赴かんとするものあるべき。されば今日の社會は實に國家を單位として劇烈なる世界の一大生存競争に従事するものと云ふべし。其昔各個人のために必要なりし威力(武力)の、今は國家の他の國家又は團體に對する關係に向つて具備せざるべからざるに至りし事情實に此處にあり。

例一の新

軍事の國家内部の關係を主とせずして、外部の關係を主とする一の新なる例證は海軍の増大にあり。極めて狭少なる海を有する陸國が争ふて其海軍を擴張し停止する所なきが如きは、前述せる軍事の國家に對する關係を立證するものと云ふべし。

我陸軍讀法に『兵隊は 皇威を發揚し國家を保護するために設け置かるゝものなれば云々』とあるは我日本帝國に於ける軍隊設置の理由を明にしたるものなり。則ち我國の軍隊は永世局外中立國の軍隊の如く、單に内亂の反正を目的とするものにあらず、又亂暴に他國を侵略するために設くるにもあらず。苟も帝國の安寧を保持し國民の幸福を増進するため、國家として至當の道を進むに方り、之を侮辱し若くは危害を加へ、其他帝國の進路に障礙を與ふる如き敵あらば、實力を以て之を排除し、國家の元首にまします所の我 皇室の尊嚴を發揚すると共に、帝國の權利を保護するために設け置かるゝものなりと云ふ趣意に外ならず。又以て警察と同一に心得るの非なるを知るべきにあらずや。

軍制餘錄

軍事制度 軍事組織に就ては前に述べたる所なり。此組織を定め軍事能力(即ち威力)の作出、保持及運用

軍備

軍隊

の順序方法を規制する國家の施設を軍事制度と云ひ、略して軍制と稱す。
軍備 國の軍事制度に基き有時の際活用すべき實力を準備するを軍備と云ふ。
軍隊 軍事の活動は空論にあらずして實行なり。之を實行するには實行するだけの實際的能力なかるべからず。此能力を備へ實行の衝に當るものを軍隊と云ふ。軍隊は一國軍事の根原をなすものにして、其強弱は當該國の軍事能力の優劣を判すべき主なる材料なり。彼の軍事の學校、官衙其他の機關の如きは、要するに軍隊の活動力を増大し若くば之を運用するために設けられ居るに外ならず。

戦争

戦争とは國家が其目的を遂行し若くは維持するがために最後の手段として相互に威力を應用する行為を云ふ。平和交通の絶止、一方の威力的脅迫若くは威力的行動を爲すも、一方が威力を以て之に對抗せざる間は未だ以て戦争の定義を下すに足らざるなり。

軍人

軍人 軍事にたづきはる國民を軍人と云ふ。軍人は軍隊の原子にして軍隊の強弱は一に軍人の強弱勇怯に由りて分る。

軍用物

軍用物 兵器、器具、糧食、被服其他軍用に供せらるゝあらゆる物品を軍用物と云ふ。軍用物は初めより斯る名稱あるにあらずして、如何なる物品も軍事の目的物として供用せらるゝに従ひ軍用物となるなり。

軍有物

軍有物 軍隊其他軍事組織のあらゆる方面の所有にかゝる物品を軍有物と云ふ。軍有物を犯す時は官物を犯す事となるのみならず、場合により軍事の規定を犯すものとして一層嚴重なる制裁を受くる事あるものす。

軍事思想

軍事思想 國民の軍事に関する智識及思考を軍事思想と云ふ。軍事思想の旺盛にして且つ周密なると否とは、其國の軍事をして良好ならしむると否とに與かつて力あるは勿論の事なり。

軍事教育

軍事教育 軍事活動の當事者たらしむるため、國民を教育するを軍事教育と云ふ。軍隊は一面に於て軍事のために設備する機關たると共に、一面には軍事の教育所となるものなり。

上杉鷹山家訓

一國家は先祖より子孫に傳へ候國家にして我私すべきには無之候
一人民は國家に屬したる人民にして我私すべき物には無之候
一國家人民のために立たる君にて君の立たる國家人民には無之候
右三條御遺念有間敷候事

第二章 我國體と軍事

第一節 萬國無比の國體

我大日本帝國を前章の國體及政體に照して説明する時は獨立國にして且つ單一國たり。日露戰爭前に於ては韓國を保護し戰争後附庸國として之に宗主權を行ひしも、併合の後朝鮮は全く我國土に歸したり。

帝國の名の如く君主國にして立憲政體たるとは三尺の兒童も皆熟知する處なれど其國體の精秀にして萬國に比なき一事に至りては尙一言を附加するの要あり。

今日君主國にして立憲政體を執れる國は我同盟國たる大英帝國を初め、獨逸、洪太利、白耳義、等頗る多く、民主國よりも將た亦專制政體を執れるものよりも遙に多し、而も上に萬世一系の、皇室を戴き此。皇室の遠き御祖宗より分れ出たる多數の國民を下に擁し、君は其末族たる萬民を慈しみ賜ふこと父母の赤子に對する如く民は其總首長たる、皇室に對し尊敬崇拜の誠意を盡して皇運の隆昌と皇

日本帝國の位置

業の宏遠を翼賛し奉り、皇統連綿として二千六百年、國勢隆昌して愈々發展の機運に向へる國家果して他にありや。

我國體の秀麗

我國體の秀麗にして千載動がざるは猶ほ富嶽の巍々として雲表に聳へ萬古易からざると相同じけれど、今試みに世界の各國體に較し見るに、何れの國家に在りても短きは數十年、長きも千歳以上の皇位繼承したるの例を見る極めて稀なり。或は人民相集まつて王位を廢し、甚だしきは罪なき帝王を斷頭臺上の露と化せしめたるものすらあり。近く葡萄牙國の皇帝を廢し、我國と同種同文なる隣邦に革命ありて皇帝の退位を見るに至りたる如きも孰れか人をして悲惨の情を起さしめざるものあるべき。其他の國家に於ても或は上の専らなるため下の怨恨甚しきあり。下の驕恣上を凌ぐあり、國內の秩序紊亂して一致の美を缺くもの尠からざるに反し、獨り極東の扶桑國が時に隆衰あり、世に戰亂なきにあらざりしとは言へ二千六百年間一人の皇位を覬覦する臣民あるなく、朝廷を尊び祖先を敬し徳を養ひ俗を敦ふし武を磨き兼て文を修め治平の雨常に大八洲の山河を潤ふして、其餘

澤今や東洋の天地に擴充し更に進んで世界の全土に及ばんとするもの、國家の光榮萬國に冠絶すると共に生を此國土に享けたる者の幸福何物か之に如かん、國民たるもの豈奮勵せずして可ならんや。

第二節 日本帝國の軍事

武裝的
平和的

抑々軍事なるものは前に述べたる如く物質上精神上専ら國家の存立條件（明かに言へば國家の利益）を侵害する者を排除するため、其最後の實力に訴へざるべからざる場合の用意を主眼として發生するものなりと雖も、諸國家は常に其關係國最後の實力を調査して怠らざるのみならず、事ある場合に於ける彼我の力量斯くばかり大なり或は小なりとの觀察を應用して、争ひを未然に防ぎ、實力を用ゐずして而も利權を伸張するの用に供せんとす。學者之を稱して武裝的平和と云ふ武裝的平和とは各國の軍事設備を對照して其軍事能力を測定し、戰はざるに先ちて早く強弱を判斷するため、各國争ふて其設備を完全にするに依り却て平和を

持續する事を云ふなり。従つて各國家は其實力を正當に他の國家に知悉せしめざることを力むるは勿論、實際の活動は咄嗟の間に開始するを以て最も有效とし、此れが準備は平時より些の遺憾なきを期すると共に、多くは機密事項として取扱ひ、假令立憲政治の下にありても、其兵額、編成、訓練、指導は大抵主權者の直接制定する所と爲し、事あるに臨み之を運用するは全く主權者の手裡にあらしむるを以て原則とする事各國の等しく執る所なり。只其程度方法の一樣ならざるのみ。

憲法の
大規の

我國は國民の忠勇なる古來片時も實力の養成を怠らず、内を治めて餘りある力を外部に振ひ、尙武國として威名萬國に輝き未だ一度と雖も他國の侵害を甘受したる事なし。是れ軍事に對する觀念の常に旺盛なりし結果とは言へ、世々の天皇親しく之を統帥ましまして、準備活動共に機宜を誤られざりし賜物たらずんばあらず、今日憲政施行に際し此意味は明かに憲法に規定せられたり。
憲法第十一條に曰く 天皇は陸海軍を統帥す。

同第十二條に曰く 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む。
 同第十三條に曰く 天皇は戦ひを宣し和を講じ及諸般の條約を締結す。
 と皆是れ軍事に對する君主の直接統率の必要を明定したるものなり。

第三節 我皇室と軍事

第一 軍事の總攬

前節に於て我憲法上兵馬の權は主權者たる皇帝の直裁し給ふ處なることを明にしたり。蓋し世々の天神及天皇は國の元首、各種族の總首長として政務を總攬せらるゝ者なれば、國家團結の最大要件たる兵馬の大權が其統帥に屬したるは云ふまでもなき事なり。否管に絶大の權力を有し給ひしのみならず、其御智能御勇武に於ても全く卓絶せる實力を有し給ひ、其權威の赫々たる獨り軍隊の大元帥たる御名稱に止まらずして、現神と仰がれ給ひ、君に仕ふるは神に仕ふる所以、神に仕ふるは君に仕ふる所以として國民より深き尊崇を拂はれ給ひしなり。而して事

兵馬の大權

無きに於ては宮闕にましまして諸般の政務を櫛はし、事あれば親しく六軍を率ゐて征途に上り給ひ、只重要ならざる戰役に限り皇后及び他の皇族をして代らしめ皇族其人に乏しきか又は極めて輕少なる場合に於てのみ信任ある相當の將帥を派遣させ給ひしが、之とても常置の將軍を置かれたるにはあらで、必要起る毎に臨時任命せられたるものにして、兵馬の大權は其の一部だにも總括して、他に委ね給ふが如き事は之なかりき。

第二 古代皇室の尚武思想

我皇室の尊嚴にして國家創草の時代に於ても威光赫々たる恰も日星の如くなりしは世々の天皇の御勇武にましましてに由るや勿論なり。遠き神代の事は暫く措き、神武天皇の東征し給ふや、事を共にせられたる御兄弟を初め、從軍將校中には皇族頗る多く、中には戰歿せらるゝまで戦ひ給ひし方もありし程なり。降りては大彥命が崇神天皇の叔父たる身を以て四道將軍の一人として自ら僻遠の地に向ひ給へる如き、日本武命の勇武絶倫にして西征東伐に御餘日なかりし如き、或

皇室と尚武

は仲哀天皇の親征中崩れ賜ひしあり。或は神功皇后の女子の身を以て異域の征途に從ひ給ひしあり、或は雄略天皇の野猪を蹴殺す程の御勇敢を以てし、或は文物制度にのみ銳意し給ふやうに推し奉る天智天皇の親ら入鹿を誅し給ひ、又遠く熊襲の討伐に従軍し給ふ如き。凡そ此等諸天皇の武勇なる御行動は孰れか世々の皇室の尙武思想に富み給ひし事を明示せざるはなし。人民が皇室の斯る御勇武に引立てられて一層忠勇の民となりたるは當然の事と云ふべきなり。

皇室の敬神

皇室の尊嚴なりし今一つの理由は我が皇室の神明を敬し給ふこと深きにあり。即ち政事は祭り事の意にして神を祭るは民を治むる所以なりとして敬神の至誠を盡し給ひしかば、神の御末たる皇室の御崇敬の如きを見て、國民も亦敬神の俗をなし牽ひて皇室崇拜の念を高からしめたるは明かなる事實なりしなり。

皇室敬神の實例

敬神の至誠は世々の天皇の齊しく盡し給ひし處にて一々擧ぐるに及ばざる事なれど、試に二三の例を述べれば、神武天皇の功を成し給ふや論功行賞に先だち靈時を鳥見山に建て皇祖天神を祀りて武運の感謝と將來の發展を祈り給ひ、日本武

尊の征途に上り給ふや先づ伊勢に詣て、賊徒平定を祈り給ひぬ。又彼の元冠の亂あるや龜山上皇、御宇多天皇共に深く宸襟を惱ませられ伊勢神宮に祈願をこめ給ひし如き、孰れも大御心を國家の上に注ぎ、軍旅の士の武運長久にして其目的を達せんことを念慮とし給ひし御至誠ならざるはなし。

第三 維新後の皇室と軍事

中世の失態

然るに國家創始の際に於て大に便利なりし封建の制も、年所を経るに従ふて弊害其間に生ぜしかば、天智天皇深く之を憂ひ給ひて大化の革新を斷行し郡縣の制を確立し賜ひしが、其制度文物悉く唐國の風を倣はれしにぞ、軍事の成績は必ずしも兵制の整然たる割合には擧がらず、平安朝の中世文德天皇の頃より藤原氏政事を専らにして一族の權勢朝廷を壓し、武事を卑んで自ら其局に當るを避けし程に諸國の武人力を得て兵馬の事は自ら武門武士の階級によりて支配さるゝに至り、平氏亡びて源賴朝府を鎌倉に開くに及び、兵馬の大權は政權と共に遂に去つて其手に歸し、且つ此状態をして不幸にも九百年間繼續するに至らしめたるは

國民の遺憾禁ずる能はざる所なり。

而も大日本帝國の政治として存在すべからざる此變態なる制度は、維新の大業と共に一舉に恢復せられ、賴朝以來繼續し來りし武門政治は明治元年の曙光と共に其跡を絶ち、百政悉く朝廷に還ると同時に、兵馬の大權亦建國の舊態に復して皇室の掌握し給ふ處となり、五千萬民齊しく皇朝の親政を仰ぐに至りしは豈無上の幸福ならずや。 睿聖文武なる明治天皇陛下は明治十五年聖諭を軍人に下して宣はく

維新の恢復

軍人に賜ひし勅

其大綱は朕親ら之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず子々孫々に至るまで篤く此旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存し再び中世以降の如き失體なからん事を望む。

と、聖旨の在します所灼々として仰ぐも畏しと云ふべく我 皇室と軍事の關係を拜銘すべきなり。

明治天皇陛下の御武勇

今上天皇の英武に在しまして軍事にいそしみ給ふは申すも畏けれど先帝明治天

皇陛下堅忍不拔の御雄邁を以て維新の大業を成就遊ばされ、百事整頓の後も聖諭の御趣旨を親しく實行し給ひて、過ぐる日清日露の兩役の如き、遠く大軍を進めて親しく之を御指揮遊ばされ、未曾有の大捷を以て帝國の進運を劃し給ひしのみならず、皇族を促して陸海軍の要職に就かしめ、竹の園生の貴き方々が絨衣を着けて護國の干城に任じ給ふに至る。上、皇室の尙武既に斯くなる以上、臣民たるもの焉んぞ悠々として安を貪る事を得べき。是より後質實雄健の思想を湛へ、身心の鍛練を圖り、一度兵役の義務に當らんか、進んで軍務に服し偉大の成績を擧げて軍隊の價値を増大すべく、若し亦一朝の有事に會せんか。山行かば草むす屍となり、海行かば水つく屍となりて大君のために盡し奉り、皇恩の萬一に報ひまゐらすると共に國家を泰山の安きに置かざるべからず。御勅諭に宣ひたる中つ世以降の失體の如き、國民の全階級に於ける尙武の思想薄弱にして義勇奉公の精神完からざりし罪のみ、既に至尊に於かせられて今より以降斯の如き失體なからんことを望ませらる。吾人臣民亦須らく御聖旨を奉戴して再び斯る失體なきことを

期誓し奉るべきなり。

本多彈正少弼忠籌壁書に曰く

- 一 婬酒は早世の地形
 - 一 堪忍は身を立るの壁
 - 一 苦勞は榮華の礎
 - 一 儉約は君に仕ふる材木
 - 一 珍膳珍味は賢の柱
 - 一 多辯慮外は身を亡ぼす根繼
 - 一 仁情は家を修る壘
 - 一 法度は僕を遣ふ家根
 - 一 華麗は借金の板敷
 - 一 我儘は朋友に隔らるゝ障子
- 右十ヶ條常に忘るべからず

第三章 兵役の本義及沿革

第一節 兵役の義務及權利

第一 憲法の規定

憲法第二十條は規定して曰く

血税とは何ぞ

日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有すと世人動もすれば之を稱して血税の規定となし、兵役に就くは恰も租税を納むるが如しとなす謬れるの甚だしきものと云ふべし。

元來租税なるものは國家の種々なる費用を負擔するの義務なるも、若し國家に相當の財産あるか、又は鐵道乃至專賣事業等の利益増進して別に國民各自より徴集するの必要なきに至りたる場合ありとせんか、國民は之を負擔するに及ばざる時期なきにあらざるべし。然るに兵役の義務は國家内部の或事項を負擔するにあらずして、他の國家との關係に對し自らの國家を保護し、仍て以て國民自身の安

固を得るために定められたる義務なれば、國民の之を負担するは直接自個を防護する同一にして、租税が國民の有する或利益に對する報償として國家の費用を負担し、仍つて以て間接に國民個人の幸福を増進するものと同じからず。近時の政治家が國家は如何に赤貧なりとも其國防を充實せしめざるべからずと云ふもの此意味に外ならず。

又世には兵役を以て單に入營者のみの義務にして入營せざるものは其義務を免れたるものなりとする思想大に流行すれど、是れも不都合なる誤解なり。なるほど兵役に於て實際に責任を果すの状況のみ見る時は、只當選者のみ此義務を有するやの觀なきにあらざるも、既に體格検査を受け又抽籤をなすは、皆是れ四民の齊しく兵役の義務を有する證據にして、只實際に於て先づ差當り入隊して所定の役務に當るは國家の必要とする程度に従ひ、或る限られたる範圍を充たすだけの人に止まるに過ぎず。故に若し國家にして其必要の程度を増加する時は、抽籤の必要なく皆悉く兵役に就く場合もあるべく、又兵役にして必ずしも身體の健

不當職と不當職と

康を必要とせざる場合あらば身體検査をなさざることも存在し得べし。結局兵役は四民の齊しく負擔する所也と云ふを妨げず。彼の國民軍の編成の如きは要するに廣く此意味を採用したるものにして、先づ今日の程度に於て其順序を現在の如くに定めたるに外ならず。

文武官の權利

憲法には國民の均しく文武官に任ぜらるゝの權利あることを規定しあれど（第十九條）國民皆文武官に任ぜらるゝにあらざして、多數の中より相當の條件を備へなば誰れにても文武官となり得る資格ありと云ふまでなり。而も憲法上認められたる權利は何處までも權利にして、國民は何時にても此資格に基き文武官に志願することを得べし。兵役も亦斯の如く、例へ實際の局に當るものは國民の一部なりとするも、義務は四民皆齊しく有する所にして、國法に於て其範圍を擴張する時は、臣民たる以上如何なる人と雖も其實際に當るの責任あるものとす。且つ憲法に於ける兵役の規定は専ら國家の要求する方面より規定したるが故に、一見只義務の點をのみ認めたるの觀あれども、之を兵役の本體より云ふ時は決して義

務のみにあらずして、之に伴ふ權利あるを知らざるべからず。何となれば兵役に就き軍人となりて國家を保護し仍て以て國民全體の安全幸福（自己も其中にあり）を圖るは、國民として當然の權利に屬すればなり。

第二 兵役の義務及權利

元來國家に對する個人の權利及義務は『國家は國民に對し如何なる事を要求するも自由自在なり』と考へ、又は其反對に『國民は如何なることをなすも勝手なり』とする時には決して發生するものにあらず。『自己と國家とは常に一體を成すものにして自己の發達は即ち國家の發達となり自己の滅亡は又直に國家の滅亡となるを以て、自己の欲する處は之を遂行せざるべからざると共に國家の要求する所は亦之に従はざるべからず』と考ふる場合に於て初めて生ずるものなり。之を平易に言へば國民が自由自在となりて或は國家と一體となる場合もあり、或は其一部分たる場合もある時に於て權利と義務とを發生するものなれば、權利の裏には義務あり義務の裏には必ず權利あるものとす。是れ權利の權力と異り義務の服

兵役の權利

從と同じからざる所以なり。

故に憲法上の兵役義務は國民がいや／＼乍ら國權の力に抗する能はずして所謂屈從するの意にあらざ。進んで國家を保護し國民の安寧幸福を増進するため其身を提供するの謂ひにして義務たるの半面には自己の幸福を保つ爲兵員となつて國家の保護に任ずるの權利あること文武官となるの權利と相似たり。一年志願兵六週間現役兵及現役志願の制度の如きも亦日本臣民が法律の定むる所に從ひ軍人となるの權利ある一證たり。

國民と非國民

以上によりて兵役義務の如何なるものなるかは略ぼ之を明瞭にし得たりと信ず之を約言するに兵役の義務は例令多くの場合に於て抽籤其他の方法により、或特定したる人のみ實際の局に當るとは云へ、何時如何なる範圍まで擴張せらるゝとも、國民は均しく之に服せざるべからざる責任を有す。殊に軍事教育を受け、事あるに際し其國家を保護して自己の屬する國民全體の安全進歩を圖るは、國民として當然有する所の權利と云ふべく、憲法の規定は則ち之を明定したるなり。嗚

呼深甚なるかな兵役の務め、之を厭ひ之を避くる如きは實に國を思はず身を思はざる非國民の行爲のみ。

第二節 兵役の沿革

第一 兵役の由來

我國の太古に於ては蠶農は寧ろ副業にして狩獵を以て本業としたり。崇神天皇の時創めて定め給ひし租税は男に弭調、女に手末調と云ふを課せられたり。此弭調と云ふは男子の狩獵に對する調物即ち租税なりしを見て之を知るべし。此狩獵と戰爭とは最も縁近きものにて、國民は狩獵に用ふる武器を有し居る故、何時にても國家の召集に應じ、此武器を携へて大君の軍に馳せ參じ、夫れく戰爭の事に從ひしなり。されば此時代に於ては別に兵役の定めとはなかりしかども、國民皆兵の主義最もよく行はれ、所要に應じて軍役に徵募したりし也。其後農工業漸次發達して狩獵は反て其副業となるに及び、軍事に從ふ者は自

古代の軍役

大化の革新

ら専門をなすに至り、乘馬騎射を稽古して一朝事ある場合進んで武功を立つる事となり、兵農自ら分れて兵役の觀念大に薄らぎしが、天智天皇大化の改革を行ひ給ふに及び、制度文物主として唐代の風に倣ひ、兵農の別を廢して、苟も日本帝國の臣民たる男子は皆軍事に服役するの法即ち徵兵の法を定められたり。其詳細は此處に紹介する餘地なきも、大體に於て今の徵兵法の如くなりしが、幾程もなく武才あるものは年限に拘らず軍人として軍務に服せしめ、羸弱なるものは之を徵集せずして農民たらしめしより、兵農再び分れて弓馬の家と云へる一種の武士的階級を生じ以て維新に及びたり。

第二 徵兵法の完備

明治維新の初め徳川氏征長の舉あるや、諸藩中には其兵員の不足を補ふため、農商工民より之を徵し、名けて農兵と稱したりしが、王政復古の大業成り、明治四年藩を廢し縣を置かる、や、鎮臺を全國樞要の地に設置し、又其分營を各地に設けらるゝに際し、既に廢れんとしたる士族の階級のみより所要の兵士を得る事

維新後の徵兵法完結

能はず、且つ將來力めて經濟的に國防を立つるは徴兵に如くの制度なしとて、大化革新の制茲に復興せられ、士族の常職を解きて一般兵役の制（明治五年）を定められしため、大日本帝國の軍事制度は茲に其組織を確立し、國權保護の基礎磐石の如くなりしは豈一大快事にあらずや。

之を要するに我國の兵役制度は最近に於て確立したるものなれど、其淵源は遠く太古より存在し、義勇奉公の精神斷へず國民の間に磅礴たりしは、眞に尙武國の名に背かざるを知るべきなり。

第四章 我國の軍制沿革

第一節 上古の兵制

第一 軍事の部族

大和民族の發達未だ大ならず、各氏族間の交通尙は頻繁ならざりし太古に於いては、凡百の事物皆各自の便する所に任じたりしも、氏族漸く發展するに従ひ、住居の境遇、祖先の傳來、乃至各人の技藝に基き、各氏族の間に特種の能力を生じ別個の發達を遂ぐるに至りたり。神武天皇御即位の當時祭祀を司る氏族。御口調を奉る氏族、武事を司る氏族等を御命定ありしは、能く此氏族の特別な發達を認め適材を適所に利用し給ひし一例と云ふべし。

今神武天皇より大化革新に至るまで軍事にたづさはりし氏族及官職の主なるものを擧ぐれば左の如し

久米部 天孫御降臨の時之を警護し參らせし、天津久米命の後裔にして、神

民族の發達

當時の軍事民族

武天皇東征の際は、族長大久米命その部族を率ゐ、官軍の中堅となりて活動し、其後は専ら宮門の護衛に任ず。

鞠負部 弓兵にして舊くより弓矢を携へ皇軍に附屬したり。

物部 東征の時歸順したる宇麻志摩遲命の後裔にして宮中の儀衛に任ず。

大伴部 御親兵の精銳として世々武勇を現はしたる氏族にして、天忍日命の後裔なり。久米部と共に後世近衛の起源となる。此外武器を作る氏族には

弓削部 とて名の如く弓を削り弦をつくる部族あり

矢作部 とて矢を作る部族あり

楯縫部 とて専ら楯を作る部族あり

其他刀劍被服等各種の能力ある部族ありて、何れも皇室即ち朝廷の命により其部族を率ゐて事に當りたり。

第二 軍事の官職

其後に至り更に軍事の一方を司る官職生じ、天皇の命に依りて必要なる。軍

將軍其他の軍官職

事を分掌したり、其大要左の如し。

將軍 『いくさのさき』と呼び軍役の司令官として皇族又は信任ある帥將之に任じたり。其名稱も東海道將軍、東山道將軍、(或は一時に任命さる、時四道將軍と言ひたる事あり) 持節大將軍、征狄大將軍など、稱へ、後には征夷大將軍なる常職を生ずるに至りたり。

副將軍 將軍の副將なり。

大宰 『おほみこともちのつかさ』と呼び大宰府に置かれ、九州、壹岐、對馬の兵備、軍役及外蕃事務を司り、新羅、百濟にも宰を置きたり。

秋田城司 『あきたしろのつかさ』と呼び北邊の警備に任じたる要塞司令官なり。

馬飼連 河内馬飼連大和牛飼首などの名稱ありて、軍用牛馬の飼育を司る、今の馬政局、軍馬補充部の如きものなりしなり。

第三 兵馬の統帥

第二章第三節我皇室と軍事に説明したるを以て茲に省略す

第二節 中古の兵制

第一 中央兵事制度

中央兵

大化革新に際し新に設けられたる八省の一に兵部省を置き軍事に關する一切の政務を司らしめしが、其省内の分課には兵馬司、造兵司、主船司、鼓吹司等ありて卿、大輔、少輔、大丞、少丞、大録、少録、等の官之に當りたり。

朝廷守衛

(一) 朝廷の守衛并に直屬の軍職
衛門府 營門の守衛監督を司る、督、大少佐、大少尉、大少志等の官之に當る。後近衛府に合併せられぬ。

韋人司 衛門府の管轄に屬したり。

兵衛府(左右) 略ぼ衛門府に同じ

近衛府(左右) 兵士は主として官吏の子弟を以て組織し、親衛兵たり。大中少

將、將監、將曹等の官あり、初め衛門府、左右衛士府、左右兵衛府を以て五衛府と稱せしが、其後衛門府と近衛府と合して左右近衛府とし、六衛府と呼ぶに至りたり。勅諭に六衛府とあるは是なり。

衛士府(左右) 宮闕の守衛に當りしものにして今日の皇宮警察なり、

馬寮(左右) 御料馬及兵用馬匹の事務を取扱ひ且つ車馬を保管す。此事も亦御

勅諭の中にあり。

兵庫寮(左右) 兵器貯藏の事務を管掌す。

右の外皇族附武官として兵司(後宮附屬)主兵署、主馬署(東宮附)等あり。

文武兼官

(二) 文武兼任の職

藏人所 『くらんど所』と呼び嵯峨天皇の時設置せられし祕書官なり。

檢非違使 名の如く非違を檢して之を鎮壓するもの

鎮撫使 地方騷擾に方り其の行政并に軍情を察して鎮撫するもの。

節度使 天平年間初めて四道に置き地方官衛の行動及軍情を視察せしむ。

侍衛武官

(三) 侍衛武官

瀧口武者及北面武士 宇多天皇の時六衛府の風紀衰へたるより諸國兵士の粹を抜き宮闕の守衛に服せしめたるに初まる。

健兒 桓武天皇の時諸國に按置せらる此等が後に武士専門を生ずるに至りし起原なり。

第二 地方の兵官

鎮守將軍 邊境守備の官にして後には鎮守府將軍となれり。

大宰府 太古の大宰は官名にして且つ職名なりしが、此時代には大宰府は一の官府となり之に帥、權帥、大貳、少貳等の官を置かれたり。菅原道實が貶黜せられしは此權帥なり。

防人 邊海防備の爲に常置せられし兵種にして諸國より徵集せし兵士を以て組織せられ三年を以て交代す。此事も御勅諭中にあり

烽 各地より異常を中央及地方の兵官に報告する警報機關にして、四十里毎に

地方兵官

烽所を設け、烽長を置きたり此外地方文武兼官には總官(京畿を守る)攝津職、守護職等ありたり、

軍團の編成

第三 軍團の組織

大軍團 兵士千人以上 中軍團 兵士六百人以上 小軍團 同六百人以下

以上軍團内部の編成は兵士五人を伍となし、二伍を火、五火を隊、二隊を旅となし、旅十を以て團とす、隊に隊正あり、旅に旅帥あり、二旅に校尉あり、五旅に小毅、六旅以上は大毅あり。外に會計を掌る主張あり

全國軍團の數は審かならざるも九州及陸奥に二十三軍にして、豫備後備は此外なり、

坂上田村の軍勢

以上の軍團は即ち衛戍に於ける編成にして事ある時行軍するには大將軍、將軍、副將軍、軍監、軍曹を置きたり。坂上田村鷹が蝦夷を討ちし時の兵員は十萬人にして軍監十六人、軍曹五十六人を引率したりと言ふ如き其一例なり。而も此等組織の完備も實際に於ては朝廷武を輕んづるの風ありしたため、實力あるもの、

み跋扈し遂に兵權武門に歸したるは遺憾なり。

第三節 近古の兵制

第一 鎌倉幕府の兵制

鎌倉幕府

平氏滅亡して源氏興り、頼朝の勢力四海を風靡するや、自らは只總追捕使なる卑しき名を以て實權を握りしが、後ち府を鎌倉に開きて政權を執行するに及び、征夷大將軍なる常職に任じ、事實に於て兵馬の權を總轄し、近衛大中少將の名の如きは只空名として當時の朝廷に存するのみとなれり。而して鎌倉幕府は全く人間本位にして其兵制の如きは極めて簡單なり。

一 中央兵官

執權及連署

將軍補佐の官にして後には執權の勢力將軍を凌ぎたり。

侍所

長を別當と言ひ初め和田義盛之に任じぬ。軍政の國務大臣に相當し、行

軍に方りては監軍となる。

所司 侍所別當の下に働く官職にして、所司代は其代理職なりしが後には所司

代の權力執權を凌ぐに至りたり。

小侍所 將軍直屬の侍所にして重に幕府の禁衛に任じたり。

(二) 地方兵官

探題 六波羅探題は京畿の總督府たり。九州探題、長門探題は九州及中國の兵

事行政を掌る。

鎮西奉行及鎮西警護番 九州各地の守護又は其他の大名をして交互服役せしむ

る邊境鎮戍の職なり。但し奉行は探題置かれてより廢止す。

奥州總奉行 北方警戒の職なり。

蝦夷管領 北海道の總督なり。

守護 京都守護は京師の警衛に任じ、諸國の守護は其國の武士に對し軍事行政

を司る。

第二 室町幕府の兵制

地方兵官

足利氏兵制

足利氏に及び幕府を京師に移したりしも、其兵制は大體に於て鎌倉幕府の制に倣ひ管領、執事、探題、奉行、守護を以て軍政を處理したり。

第三 織田氏豊臣氏の兵制

織田氏豊臣氏の兵制

織田氏の如きは又敢て新なる兵制を設けず、自分は右大臣として而も兵權を左右したり。豊臣氏に至りては地方の英雄豪傑を連衡して大活動をなしたるも是亦兵事制度に新機軸を出さず。只四海靜平の後五大老、三中老、五奉行を以て兵事の大體を處理し、小事は諸侯の執行に委せたりしなり。

第四 徳川幕府の兵制

徳川氏の兵制

徳川氏は主として鎌倉幕府の兵制を採用し、其名稱を改め、且つ力めて委員組織を以て大體を管轄したり。

(一) 中央兵官

大老 大將軍を扶け軍隊の統帥に任ず。

老中 諸侯の軍を統率監督す。

大目付 事ある時監軍の職を執る。

若年寄 旗本を統率す。

目付 旗本の監軍となる。

使番 傳令なり。

陣奉行、小屋奉行、道中奉行 委員組織にして行軍駐軍、宿營の事を司る。

町奉行、輕微なる軍事裁判權を有す。

旗本 幕府直轄の軍隊にして其實員將校以下二萬五千人、之に雜卒庶役を加へて十萬人となるの制度なり。

(二) 地方軍事官廳

地方兵官

大坂城代、京都所司代、駿河城代、郡代 名の如くそれ々々緊要の箇所の行政及び警備に任じ、軍事の幾分を分掌する文武兼官なり。

代官 幕府直轄の地に於て將軍の名を以て萬事を指揮する官にして、軍事にも干與したり。

諸侯

諸侯 大小一様ならざるも皆幕府の監督支配を受け其封土内の軍事を執行するに就ては獨立なりしも大抵幕府の制度を模倣したり
諸侯の行ふ兵事組織に向つては幕府は監督するのみにて別に制限を加へざりしも、一定の兵員は必ず備へざるべからざることを命令したり。此命令に基き天下を擧げて徴集し得る兵力は約八十萬人なりしと云ふ。

第四節 維新後の軍制

第一 總説

維新の變革
西洋式
日本式

徳川氏の末葉に方り、武門の專權を覆して皇朝の親政に復せんとするの思想勃興するや、偶外國の事起り其兵器の斬新にして訓練の行届ける狀況を見るにつけ、名高き薩長土肥を初め、諸藩の中には之に倣ふて洋式の兵器を輸入し、袍衣を作りて洋服を眞似、教練も亦之を學ぶもの少からず、征長の戦ひ、鳥羽伏見の戦ひ、江戸開城、彰義隊の戦ひ、東北諸藩の征討等は和洋折衷式なる官軍と、

鐵砲の外未だ洋式を加味せざる賊軍との争ひなりしが、賊軍遂に敗れたるもの、恐らくは官軍の戰鬪法が其組織あり、秩序ある點に於て優りし事戰勝の一因たりしならん。されば海内一統の後我國の軍事制度は専ら西洋式に従ひ、兵器被服訓練等逐次洋式に改められ遂に今日の組織を見るに至りたり、然れ共其軍事教育の精神は全く五ヶ條の御聖諭を遵奉し、我國固有の武徳を發揮するに在りて敢て西洋各國に則りたるものにあらざるは勿論の事なり。

第二 明治初年の兵制

左に維新後今日に至る軍制變遷の大略を紹介せん

兵部省
を置く

兵部省 明治元年陸海軍局を設け次で軍防事務局に改め幾何もなく局を廢し軍務官を置き、二年亦之を廢して兵部省を置く。僅かの間に此變遷ありしは當時維新大變革の後にして諸事未だ其緒に就かざりしたためなり。

近衛兵
及衛戍
の初め

佛國式及英國式 三年諸藩の常備兵數及編制を定め陸軍は佛國式に倣ひ海軍は英國式に従ふ事とし歩、騎、砲、造築(工兵)の諸隊を編制し初む。

近衛兵 明治四年薩長土三藩より兵を徴して御親兵を編成し翌年改めて近衛兵とし近衛局を置く。

衛戍 同年東京、仙臺、大阪、熊本に鎮臺を置き、其他須要の地に分營を設け諸藩を廢すると共に其藩の兵を解きて之を各鎮臺の兵員に充つ之れ衛戍の始めなり。

陸海軍省 五年兵部省を廢し陸軍省海軍省の二省を置く

提督府 五年横須賀に海軍提督府を置く今の鎮守府の始めなり。六年鹿兒島に

八年室蘭にも又之を置きしが九年皆之を廢す。

徴兵の制 此年徴兵の法を設け一般兵役の義務を制定し我國軍制の基礎漸く確立したるは前章兵役の沿革に述べたる所なり

軍管 六年全國を區分して六軍管を置き各軍管に鎮臺を置く之れ後の六師管及六師團の初めなり。

兵數 同年諸兵を編成す其兵數は歩兵十四聯隊、騎兵三大隊、砲兵十八小隊、

徴兵の法

軍旗の始

工兵十中隊、輜重兵六小隊、海岸砲兵九隊にして其兵員三萬千六百八十人、戰時四萬六千三百人なりしが、徴兵の練習漸次進むに従ひ之れ迄保留したる舊諸藩縣の壯兵(其幾分は舊農兵)を罷む

軍旗 近衛歩兵は大隊の編制なりしが、七年聯隊の稱に改め、東京、大阪、名古屋の三鎮臺の歩兵聯隊と共に始めて軍旗を授與せらる。

屯田兵 八年北海道に屯田兵の制を置く。

鎮守府 九年東海、西海に鎮守府を置き提督府を廢す。

廢刀令 同年廢刀の令下る

臨時壯兵 十年西南の亂に際し徴兵の外臨時壯兵數隊を編成す。又同役には巡查を軍隊に代用したることあり。

參謀部監軍部

參謀本部及監軍本部 十一年參謀本部及監軍本部を置き職制を定む。後十九年參謀本部を陸軍部及海軍部に分ち監軍部を廢し二十年又監軍部を置く。

徴兵令 十二年徴兵令を改定し常備三年豫備三年後備四年計十年とす。免役の

代人料

規定多く且つ何人と雖も代人料金二百七十圓を納むれば兵役を免除せられたりしかば、或は戸籍面を詐り、或は身代限りをなして代人料を納むる者頗る多し、十六年之を改正し、服役を十二年、常備七年後備五年とし代人料を廢せしが、二十年又之を改む。

憲兵 十四年憲兵を新設す陸海軍、内務、司法、四省に兼屬し権力強大なり

勅諭 十五年軍人に勅諭を賜ひ陸海軍の面目を一新す

海軍々制の改革 十六年海軍兵徴集の法を定め十七年常備艦隊の編制を初め、

十九年全國海面を五分して五海軍區とし各區に鎮守府を置き、各地に砲臺を建築す。

五海軍區の制

警備隊 同年對島に警備隊を新設す。

軍事參議官、參軍 二十年軍事參議官を新設し又監軍部を置く、二十一年參謀

本部の陸軍部海軍部を廢して陸海軍別々とし參軍を新設して之を統轄せしむ。

師管 同年軍管を改めて師管及旅管と稱し鎮臺及營所の稱を廢し師、旅團、司

師管旅團

司令部を置き陸軍常備團隊の配備を改定す。近衛一師團、外六師團なり。

海兵團 二十二年參謀本部を陸軍のみとし海兵團を各鎮守府所在地に置かれ水

雷隊を新設す。

要塞砲兵 二十三年要塞砲兵を設置し海岸砲兵を廢す。

近衛師團 二十四年近衛師團を編成す。

軍令部 二十六年海軍々司令部を置く。

大本營 同年大本營の制を定む。

補充兵及國民兵 二十八年徵兵令を改正し服役十二年四ヶ月として豫備徵員を

廢して補充兵役を設け又國民兵役を第一第二に區分す。

第三 日清戰役後の軍制

軍備擴張 二十九年大に軍備を擴張し陸軍を十三師管十三師團とし東部、中部

西部都督部を置き臺灣に混成旅團を置く。

元帥府及教育總監部 三十年元帥府を置き、監軍部を廢して教育總監部を新設

軍備擴張

す。

師團長の親補 三十五年師團長を親補職とす

服役年限増加

制度の擴張 三十六年より東洋の風雲急なるに方り我軍事制度も努めて之に應ずる如く擴張するの必要を感じ、官衛の新設又は條例の改正引きも切らず。就中服役條例を改正して徴兵の服役期間を十七年四ヶ月とし内三年を現役（歩兵にありては一年を歸休せしむ）四ヶ年四ヶ月を豫備役十ヶ年を後備役とし以て戦時の人員を多數ならしめたる如きは、最も大なる變更なりとす。其他官衛學校等の新設改廢少からず。

第二軍備擴張

軍備擴張 四十年戦争の實験と世界の趨勢に鑑み大に軍備を擴張し、全國十八師團近衛一師團、計十九師團の外騎兵四旅團、野砲兵三旅團、山砲兵三大隊、重砲兵二旅團と二聯隊及六大隊、交通兵一旅團、警備隊一大隊、軍樂隊二隊とし。韓國、滿洲、臺灣、樺太、清國に守備隊又は派遣隊を増置し。次て朝鮮併合の事あるや、又此地の守備及派遣隊を増加し、官衛學校及各種の軍事設備之に伴ふて充

實し今日の軍制を確立するに至りたり。

結論

以上軍制變遷の間に於て明治二十七八年日清の戦役あり、三十三年北清事變あり。三十七八年日露の大戦役ありて、我軍出動各役其未曾有の大勝利を博し、國威萬國に赫灼たる今日の光榮を得しもの、大元帥陛下の御威徳と國民忠勇の致す所なりと雖も、抑々亦我國の軍制制度が世界各國の長所を取り。之に固有の國民性を結びつけたるもの其一因ならずとせんや。

徳川景山壁書

一飯を得るごとに兵糧の粗々數を思ひ。
一衣を製するに甲冑の窮屈を思ひ。
一居室を構ふるに陣中の不自由を思ひ。
一起居のやすきに山野のくるしみを思ひ。
父母妻子同席、兄弟親族と交るに遠國雜居の時の悲難を思ひやりて、今日の無事安穩を大事とせば何ぞ奢を生ぜむ

第五章 現今軍制の大要

編成の
区分

現今の軍制は種々の方面より見て之を区分し得べしと雖も普通は編成と經理とに分ち更に各平時と戦時とに分つべく、且つ陸軍と海軍とを別個に論ずるを至當とするも、便宜上茲に平時編成、戦時編成の二に分ちて陸軍の部の軍制を説き海軍及經理は別に之を紹介することとす。

第一節 平時編制

第一 軍隊

其一 師團

師團の
編成

軍隊は師團を於て基礎とし諸般の事は總て師團長の統轄する所なり。
編制 師團は普通師團司令部、歩兵二旅團、騎兵一聯隊、野砲兵一聯隊、工兵一大隊、輜重兵一大隊より成るも、師團によりては騎兵旅團、及野砲兵旅團、或

師團長

は山砲兵大隊の隸屬せるものあり。重砲兵旅團（又は獨立聯隊、大隊）交通兵旅團軍樂隊も亦其地所在の師團長（交通兵は近衛師團長）に隸するが故に其編制は必ずしも一様ならず、詳細は別表常備團隊配備表を見て知るべし。
師團長 は陸軍中將を以て親補し 天皇に直隸し部下軍隊を統率し、又師團管内の聯隊區司令官を管轄し軍事に係る諸件を總理し、師管内陸軍諸隊及諸官廳の軍紀風紀を統監す。師團長が親補職たると 天皇に直隸するとは軍隊が天皇の統率し給ふ所なる當然の結果なり。

師團司令部

師團司令部は參謀部、副官部、法官部、經理部、軍醫部、獸醫部より成り、參謀部長を參謀長と言ひ、副官の高級者を高級副官と言ひ、其他の部長を各部長と言ふ。司令部の各部長は部長の指揮監督を受け各部長に對し責任を以て各所管の事務を整理す。

師團内の徵兵事務、召集事務、練成事務（騎砲工輜重兵科専門の事は各兵監の責任なり）經理衛生事務は師團長の指揮監督に従ひ司令部各部及聯隊區司令部の

任ずる所なり。

軍法會議 師管内の軍人の犯罪を審理するため各師團に軍法會議を置き師團長の管轄に屬せしめ東京に高等軍法會議を置く詳細は刑罰の部を見るべし

軍法會議

其二 各兵種の編制

各兵の編成

步兵 旅團は司令部及び二聯隊より成り、聯隊は本部及三大隊、大隊は本部及四中隊より成る。

騎兵 旅團は司令部及三聯隊より成り甲聯隊は本部及四中隊、乙聯隊は本部及三中隊より成る。

野戰砲兵 旅團は司令部及三聯隊より成るも、第三旅團は司令部及び二聯隊より成り聯隊は本部及び二大隊、大隊は本部及び三中隊より成る、山砲兵大隊亦同じ。

重砲兵 旅團は司令部及び二聯隊より成る。聯隊の編成野戰砲兵に同じ、重砲

兵中には旅團に屬せざる獨立聯隊二聯隊及び獨立大隊六大隊あり。

工兵 大隊は本部及び三中隊より成る

輜重兵 大隊は本部及び二中隊より成る

交通兵 旅團は司令部及び鐵道聯隊、電信隊并に氣球隊より成り、鐵道聯隊は本部及び三大隊、電信隊及び氣球隊は各本部及び三中隊より成り鐵道隊、電信隊、氣球隊、共に、材料廠一個を有す。

警備隊 歩兵より成り對馬及び沖繩の警備に任ず。

其二 團隊長

旅團長

旅團長 は陸軍少將を以て充て部下聯隊を統率し、聯隊内に於ける訓練、軍紀、將校の教育、内務、經理、及び動員計畫の事を統監し旅團を以てする訓練に任ず。

旅團長

歩兵旅團長は其旅團に於ける聯隊區司令部、沖繩警備隊區司令部の徵兵事務を

監督し、騎兵砲兵旅團長は其兵種専門の練成に就ては當該兵監の區處を受く。

交通兵旅團長は近衛師團長に隸し本科専門の教育に關しては其進歩の責に任ず

團隊長 聯隊長及び獨立大隊長は、部下軍隊の教育訓練内務經理其他一切の責

に任ずるものにして軍隊なる一大家庭の主人役たるものとす。

第二官衙

其一 陸軍省及其隸屬官衙

(一) 陸軍省

陸軍大臣

陸軍省は陸軍軍政を總轄管理する最高官衙にして、其長官たる陸軍大臣は國務大臣として内閣の一員たると共に、主務大臣として陸軍に關する行政を指揮監督す。省内の局課左の如し。

大臣官房

大臣官房 副官、秘書官、參事官あり、大臣の命を承け陸軍省副官主として房務を處理す、其事務は大臣の直接執行にかゝる件及び省内の庶務又は各局課に屬

せざる諸事項なり。

人事局 主として陸軍軍人軍屬の人事に關する事項及び恩給賞賜に關する事項

を掌り補任課及び恩賞課の二課を置く。

軍務局

軍務局 軍事課、歩兵課、騎兵課、砲兵課、工兵課、の五課を置き建制、編制戒嚴、演習檢閲、團隊配置、動員、徵募、儀禮、留學及び學校に關する事項并に各兵科下士以下の補充、軍馬、内務、衛戍、演習場、諸學校及び在郷軍人に關する事項を管掌す。

兵器局

兵器局 銃砲課、器材課の二課を置き兵器、器具、材料、火藥の整備に關する事項を取扱ふ。

經理局

經理局 陸軍經理并に經理官の人事に關する一切の事務を管掌するため主計課衣糧課、建築課を其下に置く。

醫務局

醫務局 衛生課、醫事課の二課ありて、軍隊の醫事衛生及び衛生部員の人事に關する事項を管掌す。

法務局

軍事司法に關する事項を監掌す。

以上各局長は中少將又は其相當官、課長は大中佐又は其相當官を以て之に充つ

(二) 陸軍省隸屬官衙

技術審査部

陸軍技術審査部 砲工兵の技術、兵器、材料に關する事項を研究調査する所なり。

築城部

築城部 防禦營造物の建築、検査及び防禦營造物に關する砲工兵事務を掌り
國防用土地及び鐵道を管理す。

軍馬補充部

軍馬補充部 各産馬地に支部を置き軍馬の補充、育成、購買及び資源調査を掌る。

兵器廠

陸軍兵器廠 兵器の購買、貯藏、保存、修理、支給、交替、廢品處分、検査、
并に要塞の備砲工事を掌る。本廠は東京に置き師團司令部所在地及び門司、臺北、關東洲、朝鮮に支廠を置き、臺南に分廠を置く(以下特別に記載せざるもの

は本部を東京に置く)

砲兵工廠

砲兵工廠 陸軍所要の兵器の製作修理并に海軍所要の火薬を製造する所にして
東京大阪の二廠あり。長を提理と稱する所他と異なる。

火薬研究所

陸軍火薬研究所 火薬に關する研究調査をなす處なり。

陸軍運輸部 陸軍所有の鐵道船舶及び借上船によりて陸軍に屬する人馬物件の
輸送業務を掌る。本部を宇品に置き、支部を門司、基隆、大連、仁川、元山、
及びコルサコフに置く。

會計監督部

會計監督部 陸軍全般の會計事務を監督す。

被服廠

陸軍被服廠 陸軍用被服の調辨、製造、貯藏及び補給を掌り、陸軍縫靴工長の
養成をなし又被服に關する試験を行ふ、支廠は大阪、廣島にあり。

糧秣廠

陸軍糧秣廠 陸軍用糧秣の調辨、製造、貯藏、補給を掌り糧秣に關する試験
を行ふ大阪及び宇品に支廠あり。

衛生材料廠

陸軍衛生材料廠 衛生材料、獸醫材料の模範品、特種品及び戰用品の製作、購

製絨所

買、補給并に品質検査を行ふ。
千住製絨所 陸軍所要の絨布製造の事を掌る（千住に在り）
以上の各部長又は所長は陸軍大臣に隷屬し其指揮監督を受けて所管の事務を整理し其責に任ず。

其一 參謀本部及其隷屬官衙

(一) 參謀本部

參謀本部

參謀本部は國防及び用兵の事を掌る所とす。總長は天皇に直隸し帷幄の軍務に參畫し、國防及び用兵に關する總ての計畫を司り、本部の統轄と參謀の職に在る將校の統督及び教育に任ず。
本部に次長及び總務部、第一乃至第四の五部を置く、次長は中少將、部長は少將を以て之に充て事務を分掌す。

陸地測量部

(二) 陸地測量部

陸地の測量、兵要地圖及び一般の國用に充つべき内國圖の製造、修正、に従事し又修技所を置き技術者の養成をなす。部長は參謀總長に隷屬す。

其二 教育總監部

教育總監部

陸軍軍隊教育の齊一進歩を規畫し、所轄學校の教育を掌る所にして本部及び各兵監部より成る。

總監及本部長 總監は天皇に直隸し部を統轄し直屬諸學校及び陸軍將校生徒試験委員を管轄す。

本部長は總監を捕佐し部の一切の事務整理に任ず。

各兵監 騎兵監、野戰砲兵監、重砲兵監、工兵監、輜重兵監は教育總監に隷屬し當該兵科團隊の教育上本科専門の事項に就き齊一進歩の責に任じ、當該兵科に關

する事項を調査研究審議し、并に之を立案する事を掌り又主管の事項に就き管下部隊を檢閲し之に關する意見を訓示し、其實況を教育總監に報告し且つ關係長官に通報す。尙ほ各兵監特種の責任左の如し。

騎兵監は騎兵實施學校を管轄す。

野戰砲兵監は野戰砲兵射擊學校を管轄す。

重砲兵監は重砲兵射擊學校を管轄す。

尙ほ兩砲兵監及び工兵監は砲工學校、各兵監は士官學校を巡閲し各本科學生々

徒の教育上に就き意見あるときは之を教育總監に具申す。

將校生徒試験委員

陸軍將校生徒試験委員 陸軍將校生徒の召募試験に任ずるものにして、常置委員は教育總監部に置き、士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒及び一年志願兵志願者召募試験、試験問題、其他試験に關する事項を調査立案す。

臨時委員は各檢査場に就き試験を實施するものにして各師團長必要に應じ之を命ず。

其四 要塞司令部

要塞司令部

各要塞に要塞司令部を置く、司令官は要塞所管の師團長(臺灣は總督、朝鮮は軍司令官)關東に在りては都督に隸すに隸し要塞の防禦計畫を擔任し備附兵器物件及防禦營造物の管理、軍需品の整備に任ず。其下に參謀副官其他各部屬を置く。

今日の要塞司令部は東京灣、函館、舞鶴、廣島、藝豫、由良、佐世保、長崎、下關、旅順、鎮海灣、永興灣等に在り。

其五 衛戍諸官衙

一 東京衛戍總督部

衛戍總督部

東京の衛戍勤務を總轄す。總督は大中將を以て充て天皇に直隸し軍政及人事に就ては陸軍大臣の區處を受く。其下に參謀及副官あり。

(二) 衛戍病院

衛戍病院

衛戍病院は各衛戍地に置き所在地陸軍部隊の患者を收容治療し、衛生材料を保管、供給し、衛生部下士以下の教育を掌る。病院長は所在地高級團隊長に隸し其の下に軍醫正、軍醫、藥劑官以下を置く。

衛戍病院の隸屬は東京に在りては第一師團長、習志野に在りては騎兵第二旅團長、要塞所在地に在りては要塞司令官、臺灣に在りては臺灣守備隊司令官、朝鮮に在りては朝鮮駐劄軍司令官、關東に在りては關東都督に隸す。

(三) 衛戍監獄

衛戍監獄

陸軍監獄は各軍法會議所在地に置き、懲役、禁錮、又は拘留の執行を受くべき陸軍軍人軍屬生徒及刑事被告人を拘禁留置する所にして、監獄長は其地師團長に隸す。

特別地方に於ける隸屬關係は東京に在りては第一師團長、臺灣に在りては總督關東に在りては都督、朝鮮に在りては駐劄軍司令官に隸するものとす。

其六 徵兵事務官衙

(一) 聯隊區司令部

聯隊司令

聯隊區司令部は聯隊區内の徵兵及び召集事務、在郷軍人及び補充兵役にある者を管轄し其服役に關する事を掌る。司令官は師團長に隸するも徵兵事務に關しては其旅管に於ける旅團長の監督を受くるものとす。

全國聯隊區の管轄區分は附表の如し。

(二) 警備隊區司令部

警備隊區司令

沖繩及對馬の二島に限り警備隊區の管轄に警備隊區司令部を置く、其權限事務は聯隊區司令部と大差なし。

其七 拓殖地陸軍官衙

本項には臺灣、樺太、朝鮮、滿洲に特設せる官衙のみを掲ぐ、此等の地にも内地同様の官衙ありて、其事務に幾分内地と異なるものもあるべけれど煩を避けて此處に省略す。

朝鮮駐劄軍司令部

朝鮮駐劄軍司令部 軍司令官の下に參謀部、副官部、經理部、軍醫部、獸醫部、法官部を置く。軍司令官は大將又は中將を以て之に親補す。天皇に直隸し、朝鮮駐劄陸軍諸部隊を統率し其防衛に任ずるの職たり。

臺灣總督府陸軍部

臺灣總督府陸軍部 臺灣總督の管轄内に於ける陸軍一般に關する事項を司る其部屬は略ぼ朝鮮駐劄軍司令部に準じたるものなり。但し陸軍部には別に司令官又は部長を置かず總督の命を受け參謀長之を整理す。

關東都督府陸軍部

關東都督府陸軍部 關東都督の管轄内に於ける陸軍一般に關する事を掌る其組織は臺灣總督府陸軍部と大差なし。

陸軍倉庫

陸軍倉庫 朝鮮及び滿洲の陸軍倉庫は當該地方軍隊の糧食被服其他の軍需品を貯藏補給する事を司る。

總督部

以上の外臺灣總督、關東都督は陸海軍大中將を以て親任し、委任の範圍に於て陸海軍を統率し、軍政及び軍人軍屬の人事に關しては陸海軍大臣、防禦、作戰并に動員計畫に關しては參謀總長、軍令部長、陸軍々隊教育に關しては教育總監の區處を受け、朝鮮總督も亦陸海軍大將を以て親任し委任の範圍に於て陸海軍を統率し防禦の事を掌るも此三職は共に軍事専門の職にあらず。

第三 學校

其一 陸軍省直轄學校

經理學校

(一) 陸軍經理學校 經理部士官中より選抜したる學生に高等の學術を修得せしむることと、陸軍主計候補生を生徒とし之に經理部初級士官たるに必要な教育を施すを主なる目的とする學校にして、修學期間は學生は概ね一箇年生徒は一年九ヶ

月とす。尙ほ學生の卒業者中優秀なるものは員外生として更に一年在學せしめ又は帝國大學に依託研究せしむるの途あり。

軍醫學校

(二)陸軍軍醫學校 衛生部士官を普通學生とし(概ね六ヶ月にて卒業)普通學生の練習を終りたる者を專攻學生とし(概ね四ヶ月)別に上長官學生として三等軍醫を入學せしめ(四ヶ月)衛生部に必要なる學術の練習、軍陣醫學の研究、教科圖書の編纂又は選擇、并に軍陣衛生に關する試験をなすを目的とする學校なり。但帝國大學又は傳染病研究所に派遣する者ある事經理學校の例の如し、陸軍省醫務局長に隸す。

獸醫學校

(三)陸軍獸醫學校 陸軍大臣の直轄にして獸醫及び蹄鐵に關する學術の練習、學術材料の研究調査、教科圖書の編纂又は選擇、軍馬衛生に關する試験と、別に蹄鐵工長候補者の教育を施す學校なり。學生は甲種は一二等獸醫、乙種は二三等獸醫下士學生は蹄鐵工長、工長候補者は蹄鐵工卒とす。學生修業期限は概ね甲種學生五ヶ月乙種學生八ヶ月、下士學生三ヶ月工長候補者九ヶ月とす。

砲兵工科學校

(四)陸軍砲兵工科學校 東京砲兵工廠内に置き陸軍砲兵諸工長及び工卒に必要なる學術を施す所なり。其區別左の如し。

▼火工學生 砲兵隊二年兵より分遣し火工術を教育す。

▼砲兵工長候補者 一般よりの志願者及び各兵初年兵の召募者に對し鞍工長、銃工長、木工長、鍛工長たるに必要なる教育を施す。

學校長は東京砲兵工廠提理に隸し前記三校と共に陸軍省の直轄學校たり。

其二 參謀本部直轄學校

陸軍大學校

陸軍大學校 才幹ある少壯士官を選抜して高等用兵の學術を修めしめ、軍事研究に必要なる諸科の學識を増進せしむるを目的とす。

▼資格 學生は憲兵以外の各兵科中少尉にして二年以上隊務に服し身體強健、勤務勉勵、學才に富み、操行高尚にして將來大に發達すべき見込ありて聯隊

長（獨立隊は其隊長、官衙學校に在りては其所屬長）の選抜に當り初審及び再審試験に合格したる者に限る。

修學期 三ケ年にして各學期は十二月に始まり翌年十一月に終る。

特權 卒業者は參謀又は高等司令部の副官に充てられ又一定の徽章を佩用する事を得。

其二 教育總監部所管學校

砲工學校

(一) 陸軍砲工學校 學校長は教育總監に隸し學生に砲工兵、各科の勤務に必要な學術を教授するを目的とす。

學生資格 砲兵、工兵兩科少尉

學期 普通科は一年半、高等科は普通科修學者中より約三分の一を選び同じく一年半とす。高等科修了者中より更に若干名を選び員外學生として必要な科學を研究せしめ又は外國駐在員として派遣す。

歩兵學校

(二) 陸軍歩兵學校 學生に歩兵の射撃、戰術及通信術等を修得せしめ之を各隊に普及し且常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て歩兵教育の進歩を圖り並に携帶火兵機關銃等の研究試験を行ふ所にして校長は教育總監に隸す。

本校の分課 本校に左の各部を置く。

教育部 學生の教育に任ず。

研究部 歩兵の射撃、戰術等に關する諸般の研究並に試験を行ふ。

教導大隊 學生の教育並に諸般の研究試験に充つるため設置せられ歩兵隊より所要の兵卒並に下士を分遣して之を編成す。

學生 歩兵大尉又は中尉を以て之に充て其の修學期限は概ね四月とし毎年二回入校せしむ、但し必要に應じ騎、重砲、工、交通及輜重兵隊の大尉又は中尉を以て學生となすことあり。又臨時に歩工兵科佐官を召集し必要の修學を爲さしむることを得。

戸山學校

(三) 陸軍戸山學校 教育總監に隸屬し學生に體操、劍術及喇叭譜の訓練を爲し之を

各隊に普及し且體操、劍術、軍樂に關する調査研究及試験を行ひ以て各隊教育の進歩を圖り竝に軍樂生徒に樂手補たるに必要なる教育を爲す所なり。

▼學生及生徒を分ちて左の三種とす。

體操科學生 步、騎、砲、工、輜重兵中尉又は少尉及下士を以て之に充て體操、劍術の訓練を爲さしむ修學期限は概ね五ヶ月とし毎年二回入校せしむ。

譜調學生 步、騎、砲、工、交通、輜重各隊の喇叭長を以て之に充て喇叭譜の訓練を爲さしむ修學期限は概ね二ヶ月にして毎年二回に入校せしむ。

軍樂生徒 軍樂部出身志願者を選抜し樂手補たるに必要なる教育を施す、修業概ね一ケ年

▼本校の分課 譜調學生の訓練、樂手補の養成及軍樂の研究に充つるため軍樂生徒隊を置き又體操科下士學生及譜調學生を以て學生隊を編成す。

(四)陸軍騎兵實施學校 馬術、戰術及通信術の訓練をなし各隊教育の進歩を圖り常に諸學科の調査、研究をなし且つ乘馬具及馬匹器具の研究並に試験を行ふを主とする學校にして、校長は騎兵監に隸す。學生の種類左の如し

騎兵實施學校

▼戰術科學生 騎兵大中尉を學生とし概ね十一ヶ月にて修業す。

▼馬術科學生 騎兵中少尉及下士を學生とし概ね十一ヶ月にて修業す。但し砲兵、輜重兵科の士官及下士を學生とすることあり、又士官學生に在りては必要に應じ尙戰術の研究をなさしむることあり。

以上の外時として佐官を召集し所要の修學をなさしむることあり。

本校に騎兵隊より兵卒を分遣して編成したる教導中隊を置き學生の訓練に供し且諸般の研究に充てしむ。

(五)野戰砲兵射擊學校 射擊、戰術並に通信術の訓練をなし各隊教育の進歩を圖り常に諸學術の調査研究と野戰砲兵材料の研究、試験を行ふ學校なり。校長は野戰砲兵監に隸す。學生の種類左の如し。

野戰砲兵射擊學校

▼甲種學生 各野砲兵及山砲兵より分遣する大尉に約八ヶ月間訓練を施す。

▼乙種學生 同上大中尉(時としては少尉)に概ね四ヶ月間訓練を施す。

本校に砲兵隊より分遣編成せる教導大隊を置くこと歩兵學校の例に同じ。

(六)陸軍重砲兵射擊學校

射擊、戰術の訓練を爲す事野戰砲兵射擊學校と同じく、尙要塞電燈使用術の教育、重砲兵材料の研究試験をも之に加ふ。校長は重砲兵監

に隸す。學生の種類左の如し。

▼甲種學生 各重砲兵隊より分遣する大中尉學生に約八ヶ月間訓練を行ふ。

▼乙種學生 同上概ね四ヶ月卒業但し少尉を以て學生とすることあり。

▼丙種學生 電信隊に於て修業入校する尉官及重砲兵隊より分遣する下士卒を以て充て電燈使用術を修習せしむ、士官學生は概ね一ヶ月下士學生は一ヶ年にて修了。

(七)陸軍士官學校

各兵科士官候補生を以て生徒とし初級士官たるに必要な教育を施す所にして校長は教育總監に隸す。

▼學校の組織 本部の外生徒隊を置き教科の教育と相俟つて専ら生徒の訓育を管掌す。

▼教官

本校の教官は軍事學教官、馬術教官及外國語學教官の三種に分れ各擔任科目を教授す、但軍事學教官中高級古參の教官を科長とし又馬術教官は生徒馬術の訓練に任する外校廐に關する一切の事項を掌り兼て校馬の調教に任す。

▼生徒 生徒の修學期は毎年十二月一日より翌年五月下旬に至る十八ヶ月とす

生徒は情願を以て退校するを許さず。

生徒中左の各號の一に該當する者は退校せしむ。

- 一 學術の豫習不良にして實際修學の識力に乏しく卒業の用途なき者
- 二 軍紀を紊り又は屢々法則を犯す者
- 三 品行不正にして改悛の用途なき者
- 四 傷痍疾病に依り修學に堪へざる者
- 五 卒業試験に落第したる者
- 六 前各號の外士官候補生たるを得べからずと認むべき者

生徒には三週間以内の夏期休暇を與ふことを得。

(八) 陸軍中央幼年學校

校長は士官學校長と共に教育總監に隸し士官候補生たるに必要なる普通學科及軍人の豫備教育を施すを趣旨とす。區別左の如し。

▼ 本科生徒

豫科及地方幼年學校卒業者に士官候補生たるに必要な普通學科及軍人の豫備教育をなす。修學期二十一ヶ月。

▼ 豫科生徒 陸軍 將校 たらむとする志願者を選抜して地方幼年學校生徒と同

一の課程を修めしむ年限三ヶ年。

(八) 陸軍地方幼年學校

仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本の五ヶ所に置き軍事上の必要を顧慮して普通學を教授し、軍人精神を涵養して中央幼年學校生徒となるべき者を養成する所にして、校長は教育總監に隸す年限三ヶ年。

第四 特務機關

元帥府 陸海軍大將にして特に元帥の稱號を賜ひし人を以て組織す。軍事上に

於ける最高顧問府たり。

軍事參議院

帷幄の下に在りて重要軍務の諮詢に應ずる所なり。參議官は左の人々より成る。

元帥、陸軍大臣、海軍大臣、參謀總長、海軍々令部長其他特に軍事參議官に親補せられたる陸海軍將官。

軍事參議院に幹事長(將官)及幹事二名を置く。

侍從武官

長及武官は 天皇に常侍奉仕し軍事に關する奏上奉答及命令の傳達に任じ、觀兵、演習、行幸其他祭儀、禮典、宴會、謁見等に陪侍扈從し、又演習其他軍事上の視察の爲差遣せらる。

東宮武官

長及武官は 皇太子の威儀整飾を奉助し行啓、觀兵、演習、其他の軍務及祭儀禮典宴會謁見等に陪侍扈從し、又武官は常侍奉仕するものとす。

皇族附武官

皇族附武官の任務亦略ぼ東宮武官の任務に同じ、但し皇族附陸軍武官は陸軍武官たる皇族に、皇族附海軍武官は海軍武官たる皇族に附隨するものとす。

第二節 戰時編制

第一總說

豫備制度
の根

若し國の經濟力にして充分に餘力あらんか、戰時事變に際し必要なるだけの兵員を斷へず備へ置くに如くなしと雖も、斯の如きは想像すべからざる無盡藏の富を有する國にあらざれば、到底不可能の事なるが故に、今日に於ては世界各國共豫備制度を設け、戰時必要なる兵員は一旦軍隊に入りて軍事教育を受けしめたる後退散して各々生産事業に従事せしめ所要に應じ之を召集して軍隊を編成するの組織を取らざるなきに至りたり。従つて軍事教育のため一旦入隊せしむる期間は幾何の時日を以て適當とするかは軍事教育の要求と、國の經濟との關係により定まる所にして、軍制上重大なる問題なり。我國に於ては細部に互りては幾多の差あれど大體歩兵に限り二年（三年の中一年は歸休と言ふ特別の服務なり此歸休の事は後に詳論す）其他は三ヶ年と言ふことになり居れど、列國は必ずしも我國と一

動員

様ならずして長きは數年に渡る事尙我海軍の如きものなきにあらざり。

一朝事あるに際し歸休せるもの豫後備役に編入せるもの若くは補充兵役にある者を召集して軍隊を組織する事を動員と言ふ。動員と平時編制の關係は一概に論ずる能はずして、全く平時の部隊を廢止若くは休止して新に生ずる部隊あり。大部分召集者を以て充たすものあり。或は僅少の應召者を容るゝに止まるものあれど、孰れも平時の部隊と異りたるものとなるは一なり。従つて戰時編制は前に軍事の性質を述ぶる際一言したる如く、他の國家の觀察を避くるために常に秘密又は軍事機密なる特別の秘密を以て取扱はるゝが故に詳細に我戰時編制を茲に紹介する能はざるを遺憾とす。其内差支なき通常師團其他の編成及び大本營の官制は左の如し。

第二 師團の編制其他

師團は戰略の單位にして兵數を計算する基本となるものなり。而して普通各兵種の混成なるも大陸軍國に於ては歩兵師團、騎兵師團等の如く、兵種の師團ある

野戰師
の編成

もの勢からず。我陸軍は混成主義に従ひ、大體に於て平時編成の如く師團司令部歩兵四聯隊、騎兵一聯隊、野砲兵一聯隊、工兵一大隊と之に伴ふ各種の輜重を以て師團編成の定制とし、獨立の場合には之に電信隊、及び兵站部を附屬せしむることとなしあり。

軍司令
部其他

此他各師團の上に之を連合指揮すべき軍司令部なる中間の統帥部を置く外經理衛生等を統一せしむるため中央部に夫れ、特設の機關を置く事平時に異ならず其最も主要なるものは兵站事務にして通常大本營に兵站總監を置き其下に船舶鐵道等の官職を初め、軍事に關するあらゆる交通運輸事務を總轄する官職を置くを例とす。

第三 戰時大本營の編制

大本營

戰時大本營は 天皇の大蘇下に置く最高の統帥部にして、幕僚及び各機關の高等部を置き、參謀總長及び海軍々令部長は各其の幕僚に長として帷幄の機務に奉仕し、作戰を參畫し終局の目的に稽へて陸海兩軍の策應協同を圖るを任とし、各を得ず。

家康儉素の上意に曰く

大厦千間、夜臥八尺、良田萬頃、日に食ふこと二升、千疊敷萬疊敷の家を持つも臥所は疊一疊なり、又前に八珍を運ぬると雖も、食するは口に協ふもの二三種に過ぎず、天下の主にてもつゝまる所は唯一飯より外は用なし
又其遺訓に曰く
不自由を常と思へば不足なし、心に望み起らば困窮したる時のことを思ひ出すべし

第六章 軍人の地位

第一節 軍人とは何か

軍人の
定員数

軍人の地位を論ずるに當りては、何を軍人と云ふかを明かにせざるべからず。今軍人に定義を下す時は

軍人とは本人の志願又は法律に基く徴集により國家の軍務を無制限に負擔し特に軍人として兵籍に編入せられたる國民を云ふ

となるべし。以下之を分解説明せん

一、軍人は國民なり

此事は云ふを要せざるに似たるも、外國人は志願により他國の軍人たる事を得るやなどの問題を生ずるが故に一言す。そも、軍人は他の國家に對して自國の權利を保護するため身を鴻毛の輕きに比し、命を朝露の脆きに例ふるものなれば眞に其國民として愛國の至情熱烈なる者に非ざれば完全に其任務を盡す能はざる

外國人
は軍人
となり
得るや

は勿論の事にしていかに我國に同情し我國の軍人たることを希望するものと雖も歸化せざる以上は國民と云ふことを得ず。國民たらずして軍人たるは國法の許さざる所なり。日露戰役中土耳其人にして我軍人たることを希望したる者を許さざりしは其一例なり。然れ其他の國家には備ひ兵を置き自國民ならざる者にも軍人たる位置を與ふるものなきにあらず。

二、軍人は國家の軍事に供用せらるる國民なり

其戰時たると平時たるとを問はず、軍人は其國の軍事に従事するものにして、軍事以外の事に従ふは軍人にあらず。然れ共主として軍事に従ふ以上其一部分に於て直接に軍事に關係せざる或事項を附加する如きは必ずしも軍人たるを妨ぐるものにあらず。例へば憲兵が軍事警察以外の警察事務に兼ね服するが如し

三、軍人には志願によるものと法律に従ひ徴集せらるるものとあり

其内志願によるもの、區分左の如し

(一) 階級による區別 將校同相當官を志願するもの、下士を志願するもの、兵卒

軍事に
従ふ者

軍人志願の種別

を志願するもの、差ありて各又數種類の別あり
(二) 二役種による區別 現役を志願するもの及び豫備役を志願するもの(一年志願兵)の二種あり。

徴兵

若し國家の必要とする軍人の員數が悉く志願者を以て供給し得るならば此上強制的に人員を採るの必要なきも、志願者は主として上級者に限り、下級兵員を志願する者は稀なる數に止まるが故に、茲に法規によりて所要の人員を徴集せざるべからざるに至る。實際に於いて今日我が國に於いては將校は悉く志願者を以て供給し、下士は志願及び徴集に採り、兵卒は大部分を徴集に採るの狀況にあり。

軍務の擔任

四、軍人は無制限に國家の軍務を負擔するものなり。
軍務とは國家の事務中軍事に關する事務を云ひ、無制限とは或る限られたる範圍にあらざりて如何なる程度と云ふ局限なきを言ふ。故に軍人は際限なく(生命の如きは勿論提供して)軍事に従ふものにして、一有限定せられたる範圍の軍務

陸海軍の兵籍

を擔任するにあらざるは勿論、一般臣民として服すべき事務に服するにあらざりて全く軍務なる特別の義務に服するものなり。
五、軍人は兵籍に編入せられたるものならざるべからず、
之れ軍人の同じく軍務に従ふと雖も軍屬と異なる要點なり。世には軍人と軍屬との差を宣誓の有無によりて區別せんとする人あるも、軍屬も同じく宣誓せざるべからざるが故に此區分は不明なり。即ち軍屬も軍人と同じく宣誓をなすと雖も一は軍屬として服務するに反し一は軍人として宣誓するの差あるに過ぎざればなり。又軍人たるには軍事教育を受け若くは受くべき者なるを要し、然らざるは軍人にあらざりとなす人あり。軍人が大部分軍事教育を受くるは事實なれど、例へば戦時事變の時軍事教育なき(又は教育をなさざる)者を召集したる際、之を軍人にあらずと云ふ能はざるが如し。由是觀之に軍人とは國の法律規定に依りて特に軍人たる權利を認め其義務を負擔せしむるものならざるべからざるを知るべく、此權利義務は兵籍に編入せられたるものに限るを見るに於て軍人非軍人の區別は一

に兵籍の有無により分つの外なきを知るべし。

軍人と軍属

軍属とは志願により軍属として軍務を負擔するものを云ふ。従つて殆んど軍人と似たるも(一)軍人は徴集に依る者寧ろ大部分なるに軍属には召集によるもの一人も存在せざると(二)同じく軍務に従事すれど一は軍属として之に従ひ一は軍人として之に従ふとの差ありて、兵籍の有無は國法上種々の場合に其取扱を異にす。單に服装を以て之を分つ如きは皮相の見たるを脱れず。

補充兵と國民兵

又補充兵にして召集せられたるものは兵籍を調製せらるゝが故に軍人なるも未だ召集せられざるものは兵籍なきを常とし、従つて軍人なりと云ふを得ず。國民兵役又然り。單に戦時事變の際召集せらるるの故を以て平時兵籍を調製せざる者にまで軍人の資格を附與するを得ず。

陸海軍諸生徒

陸海軍刑法による時は陸海軍生徒は軍人に準すべきものと認められ居るも右生徒中陸海軍部隊(部隊とは陸軍の軍隊、官衙、學校、特務機關、及戦時に於ける特設機關を云ふ)艦艇に編入せられ戸籍以外に兵籍を有する時は軍人たるを妨ぐるの理由なし。

第二節 軍人たる地位の發生消滅及停止

第一 軍人たる身分の發生

入營前の資格

軍人たる身分を獲得するは部隊又は艦艇に編入後軍人として宣誓をなす時に始

まるを普通とするも、未だ此身分を獲得せざる時と雖も其軍人となることの全く確定したる場合は期限の到来を以て軍人たる身分を獲得すべしと云ふ一種の身分關係を生ず。例へば抽籤の結果當籤定まり未だ入營せざる間は軍人たりと云ふ能はざるも、來る何月何日なる期限の到来を以て軍人なる國法上の身分を獲得する事明かなりと云ふ一種の期限附權利義務(徵兵令等に於ては之を現役兵と稱するも入隊後の現役とは同じからず)發生す。而も此權利義務は公法上の權利義務なるが故に隨意に其權利を拋棄し得ざるは勿論其義務に背く時は場合により軍人たる身分に背くの責任を免れざるに至るべし。

採用の形式

尙ほ徵兵當籤者には現役兵當籤の證書を交付し、志願による者には採用又は任命の確定せる時辭令を交付するか、或は官報に記載するか、乃至は其他の形式を以て之を公表すと雖も、公表は決して軍人たる身分を得る要素にあらず。

第二 軍人たる身分の停止

軍人は他の一般官吏と異り官と職とを明かに區別するが故に、一時其職を離る

職務の停止と官級の停止

人ありとも官を失はざる限り軍人たる身分を失ふものにあらず。従つて待命、休職、停職等孰れも一時其職務の全部又は一部を失ふに止まり、身分を停止し若しくは失ふものにあらず。され共行衛不明(生死不明)中の者は恩給其他の關係に於て軍人たる身分の一部を停止せらるゝことあり。又刑法により處斷せられ受刑中の者は其間軍人たる身分の一部又は全部を停止せらるゝ事あるものとす。

第三 軍人たる身分の喪失

身分の喪失

將校准士官は陸海軍將校分限令により終身其官を保有すれども下士卒は服役年限の完了及び刑罰による免官又は疾病事故等により軍人たる身分を失ふものとす。但し位記、勳記、功記等は犯罪行為により褫剝せられざる以上終身之を保有するが故に、例令軍人たる身分を失ふも此種の特權を喪ふものにあらず。

第二節 兵種及階級

第一 兵種及各部

各兵種

我陸軍兵種は歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、外に憲法なる特別の兵種の六種なれど尙細部に分つ時は騎兵中に騎砲兵あり、砲兵中に野砲兵、山砲兵、重砲兵の別あり、工兵に交通兵として別種の働きをなす兵種あり(其性質等は後に示す)又各部即ち相當官は左の四部より成る

各部

經理部 軍隊の會計經理を掌り給養の事に任ず。
衛生部 醫事、衛生の事を掌り病傷の治療に任ず。
獸醫部 馬匹衛生事務を掌り兼て食用獸の検査を爲す。
軍樂部 兵氣を振興し、倦怠、困憊せる軍隊を勇躍せしむる爲音楽を吹奏す。
各部に對し各兵種を本科と言ひ軍人をも之に従ふて本科の下士或は何部の下士と稱す。

第二 軍人の階級

陸軍軍人を大別して將校、將校相當官、准士官、下士、兵卒となし。少尉以上を將校と云ひ各部の少尉相當官以上を將校相當官と云ふ。尙左の區分を見るべし

將官

將官 將官は兵種に拘はらざる軍人の最高階級にして、大將中の古參者には特に元帥の稱號を賜ひ元帥府の一員に列せしめらるゝ者あり。併し將官相當官は各部毎に區別され大將の相當官なきを以てかゝる榮典を有する事なし。

上長官
士官

上長官及士官 大佐より少尉に至る六階級は各兵種及各部毎に存在し佐官及其相當官を上長官と言ひ、尉官及其相當官を士官と云ふ。

准士官以下 准士官以下は勿論各兵種、各部毎に分たる委細は附表を見て知るべし。

軍人は
官吏な
るや否

軍人は官吏なるや否やと云ふに軍人中武官たる伍長以上は勿論官吏として國家より特別なる待遇を受くるものにして、上等兵は下士に準じ特別なる事項に對してのみ官吏たる待遇を受くる場合あり。例令は明治十五年八月太政官達號外に於て刑法中特に官吏のために定めたる犯罪に就き陸軍上等兵は官吏に準じ處分すべき事を明定せられある如き之なり。
憲兵上等兵は武官にあらざるも判任官の待遇を受くるものとす。

第四節 軍人の待遇

権利の
平等

凡そ國民の國家に對する關係は皆平等にして、其内或種の人のみ概括して特別の待遇を受くるが如き不條理の存在せざるは云ふまでもなきことなれど、國家に功績ある者を表彰し、或は一般に比し特殊なる義務に従ふ者を保護獎勵するため規定を設け、其規定に適合する人々に對し特別の權利を附與し又は優遇の途を開くは國家として適當の處置たるを失はず。軍事なるものは前に述べたる如く、國家の興亡盛衰にかゝるはる大事にして、之に従ふ人々は個人たる資格を没却し、徹頭徹尾國家のために盡すものにして、普通の國民として有する所の義務の外實際的に特別なる大義務に服するものなれば、國家も亦之に對し一般國民たるの待遇を與ふる外特殊の權利を附與して之に酬ふるものとす。

軍人の
殊遇

第一 身分に對する待遇

官職に對し國家より相當の待遇を受くるは軍人に限らざるも軍人は前述せる如

種々の
待遇

く生命を提供して國事に盡粹する所の特別なる事情存在するが故に一般官吏及國民に比し特殊の待遇を受くるもの多し

一、終身の待遇 軍人中將校以上は終身其官を保有する事前に記せるが如し。之れ他の文官に見るべからざる所也

二、疾患の治療 兵役の義務に伴ひ其在役中疾患の治療を受くるは當然なれど苟も軍務に基く疾患たる以上は滿役後と雖も官の診斷治療を受くる事を得

三、廢兵の救護 軍務に基く傷病のため廢兵となるに至りたる者は普通恩給の外永く國家の救助に浴するを得

第二 勳功に對する殊遇

國家に勳功ある者は何人たるを問はず齊しく勳章を受くるの光榮を有するも、軍人は金鵄勳章なる特級の勳章ありて武功拔群なるもの之を受くるの殊遇あり。其他定期の敘勳に於ても武官は文官に比し年限短きを例とす。

第三 恩給に對する殊遇

文官の恩給は滿十五ヶ年以上の在職を要し、又公務による病傷たるを要し其他種々の條件ありと雖も、軍人の恩給は現役十一年以上なるか又は軍務に基く病傷たるを要するの外只僅かに輕微なる制限あるに過ぎざるの差異あり。

第五節 軍人の義務

官吏が官吏たる特別の身分に伴ひ種々の義務を負担する如く軍人も亦軍人たる身分に伴隨して特別の義務を有す。され共軍務は之を奉ずるに精神的なることを要する點一般事務に比して特に深きを以て營に軍務規律若くは分限令の規定のみならず之を道德修養の方面より解釋するを適當とす。即ち軍人の特別なる地位にありて格段なる待遇を受くるの點を一般國民に對比し之を軍事に關する法律規則の精神に照らす時は軍人として特別に負擔する義務を歸納するに難からずと雖も其内一般的ならざるもの若しくは單に修養上のみ關するものは當該條下に説くこととし、茲には法令上の義務中一般的なるものを掲げんとす。而して其主なる

ものを忠節、軍務、服従、品位の四者とす。

第一 忠節

大義の精神

我國民は總て忠君愛國の臣民たらざるべからずと雖も、取わけ軍人は其職掌國民に代り身を挺して國家を護るものなれば、大君に對し奉りて忠節を盡すべきは言ふまでもなきことなり。而して君に忠なるは國に報ふる所以となり、國に報ふるは又君に仕へまつるの所以となるものなれば、軍人たるものは飽くまで君國に報ふるの至情を以て軍務に精勵する事こそ即ち忠節を盡す事とはなるなれ。忠節を盡す事を最も廣く且つ具體的に示せば、勅諭五個條の精神を實行するにありと雖も、茲に言ふ忠節とは君國のため身命を抛ち所謂義は山嶽よりも重く命は鴻毛よりも輕しとする大義の精神を稱するに外ならず。

第二 軍務に精勵なる義務

消極的義務と積極的義務

軍人は軍務に精勵なるの義務ある事、尙ほ官吏の職務を執行するの義務あるのみならず職務に對し忠實なるの義務を有するに異ならず。殊に兵役は自家の職業

たるにあらず、國民として必然的に要する國家保護の任務なれば、單に消極的に軍務に従はず、積極的に軍務の進善を圖り、自己が軍人として任務を盡すに堪ふるの人となる事に勉むるは當然の義務なりとす。

軍人の禁制

此義務ある結果として軍人たるものは左の如き制限を受く
(一) 部隊及艦艇の工事を請負ふもの又は政府より財政上の利益を受くるものと關係ある職に在る軍人は、其者より饗應を受くることを得ず。

(二) 部下より贈與を受くることを得ず

(三) 取引、相場、會社等の役員たることを得ず

(四) 間接に商業を営むことを得ず

(五) 免許なくして外國政府の勳章又は褒章を佩用することを得ず

(六) 職務に對して他人より贈與を受くることを得ず

(七) 本職たる軍務の外給料を得て他の事務に當ることを得ず

以上は主として將校以上の武官に對する規律なるも其趣旨に於ては軍人全部の

服膺すべき所なり。但し下士以下の兵役義務者に於ては(三)(四)の規定を以て其本業を捨てしむるべからざるは勿論なり。

第三 服従の義務

勅諭五個條中禮儀の條に服従の必要を諭し給ひ讀法にも又之を説きある如く、軍隊の整齊一致して、一令の下に大軍を動かし、死生を共にする所以は全く上官の命令に對し、下級者の克く服従を守るに基因す。そもく軍隊は戰に臨み其生命を捨て、までも敵を敗り以て國家の危急を救ひ其主張を貫かしむるにありて、其戰爭方法を始め之を稽古する平時の練習に於ても機宜を誤らず活動せしむるため悉く一系統に編成され、各軍人は其屬する所に従ひ一人として上官を有せざるはなく、其職務も獨立にあらざるが故に、全軍總て此服従に依り、上官の命令は實は 大元帥陛下の御命令也として之を實行する所の精神によりて始めて共同一致の大功を期し得る次第なり。

斯の如く服従は軍隊の精神として將た亦軍人の精神として必要なるが故に入隊後初めて軍人の全部に履行せしむるにあらざして、入隊者は、豫め之を知り自己も絶對に服従すべき事を期して入隊したるものと認めざるを得ず、之れ實に軍事なるもの、性質上當然の事なればなり。尙服従に就ては種々の説あるもくどくしき故茲に省略す、

第四 品位を保つゝの義務

軍人は軍務の上に義務あるのみならず、軍務以外私の生活に於ても軍人たる品位を保つゝの義務あるものなり。蓋し軍人にして品位を汚すの處置ある時は例令其行爲軍人以外の私人としての生活に於て生じたる場合と雖も一般人民より見れば軍人としての個人と私人としての個人とを區別せざる場合多く、一般軍人の信用も從つて害せらるゝが故に、國家は之を憂ひて、軍人に要求するに私人としても亦其品位を保つべきを以てす。軍人讀法第五條第六條、第七條及其末文は事の公に屬すると、私に屬するとを問はず、品位を保ち道德を守るべき事を律したるものなり。

私行上の品位

第六節 軍 屬

軍屬の
定義

軍人の地位を明かにすると共に軍属の位置を一見するの必要あり。

軍属とは陸海軍に奉職する文官及び宣誓若くは讀法の式を行ひたる軍人以外の所屬員を云ふ。理事及び主理たる裁判官より小使立關番に至るまで苟くも宣誓若くは讀法の式を行ふべき職にあるものは皆軍属なり。

▼種類階級 軍属の種類は大要左の如し

陸海軍省参事官 高等官にして陸海軍の法令立案解釋等省務に對する立法事務に與る

理事、主理、録事 理事は陸軍所屬の高等官録事は同判任官にして共に陸軍々

法會議の構成員たり。主理は海軍所屬の高等官にして海軍々法會議の構成員たり

技師及技手 陸海軍の技術的職務に従ふものにして技師は高等官技手は判任官なり

陸地測量師及陸地測量手 前者は高等官後者は判任官にして共に陸地の測量に

従事するものなり

監獄長、看守長、看守、監獄長は高等官、看守長は判任官看守は判任待遇にして共に陸海軍監獄事務に従事す

陸海軍編修及編修書記 一は高等官一は判任官にして共に陸海軍の圖書編纂及び翻譯に従事す

陸海軍属 判任官にして上官の命を承け陸海軍の諸務に従事す
通譯 外國語の通譯に従ふ者にして奏任官及び判任官の二種あり。

教授及助教 前者は高等官後者は判任官にして、陸海軍諸學校の教育に任ず、其他軍属の所屬及び階級區分の詳細は附表の如し

軍属の地位 軍属は武功拔群なるに於ては金鷄勳章を受くる事をも得べく。又其軍事所罰は陸軍刑法を以て論ぜらるゝ等萬事軍人に準じ取扱はれ従つて軍属として特別なる義務を負担するものなり。

軍属の
権義

軍隊の行軍演習間神社佛閣及 地方人民に對し注意すべき件

四三、一〇、八 普四〇七七次官通牒

軍隊の行軍演習等に於て、神社佛閣の尊嚴を冒し、若ば地方人民に損害を與ふるを豫防する件に關しては、從來屢々注意を與へられあるに拘らず、近來軍隊の此等に對する注意漸く弛解し、或は休憩時濫りに民家に立ち入りて迷惑を感せしむる等往々損害を地方人民に蒙らしむるものあるやに聞知致し候、此の如きは常に軍紀上許し難きのみならず、動もすれば地方人民の怨嗟を買ひ、延て軍隊を嫌忌するの動機となり國民尙武心發達の上にも尠からざる障害と相成るべき様被存候條、將來各團隊長に於て、特に注意を増加し、如上の不都合なき様勉むると共に萬一地方人民に對し損害を蒙らしめたる場合は、之が賠償の道を講ずる等、夫々適宜の處置を施され度此段依命及通牒候也

第七章 兵役

兵役の
細別

兵役を全體に分つ時は現役と現役以外の兵役となるべく、斯く分つ必要なることは前に述べたれど、尙之れを細別する時は現役中に一年志願兵、六週間現役兵及び歸休なる一變形あり。現役以外に豫備兵役、後備兵役、補充兵役及び國民兵役の別ありて、其年限の如きも十數種に分れ頗る複雑なり。國民兵役は嚴格なる意味に於て普通の兵役と趣を異にするも、單に國民の軍事にたづさはる點より稱して一種の兵役と看做し規定せられたるものなれば併せて茲に論ずる事とせり。而して兵員の大部分は純義務者なるを以て、先づ此多數兵員の徵集法を紹介し、次に各兵役に入りて細説する所あらんとす。

第一節 徵兵法

陸軍現役兵及び補充兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身材、藝能、職業に従ひ

現役兵
の採用

歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、職工及び雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充て、海軍現役兵及び補充兵は毎年所要の人員に應じ沿海地方及び島嶼の壯丁を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵、火工、職工、雜卒に區別し、抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ。され共重罪の刑に處せられたるものは兵役に服することを得ざるのみか、左の除外及び猶豫の規定あり。

現役の除外

免役 廢疾不具にして検査規則に照し兵役に堪えざる者は兵役を免ず

延期 體格十分なるも身幹定尺に及ばざる者、疾病中又は病後にして勞役に堪えざる者犯罪にて拘留中の者、徵集に應ずる時は家族自活し能はざる確證ある者

猶豫 官立學校、府縣立師範學校、文部大臣に於て中學校の學科程度と同一以上と認めたる學校、若くは文部大臣の認可を経たる學則に依る專門學校在學者は願に依り滿二十八歳迄徵集を猶豫す。

外國にある者

外國に在る者は三十二歳迄に歸國すれば之を徵集し其後歸朝する者は國民兵役に服せしむ、歸朝せざる者は本人の願に由り徵集を猶豫す

一年志願兵及び六週間現役兵別項に詳かなり

以上除外の外は總て検査抽籤の法に依り徵集す手續の概要左の如し。

其一 陸軍管區及徵兵區

壯丁徵集のため地勢人口に従ひ全國を十八師管、三十六旅管、一警備隊區に分つ其管轄區分は附表の如し。

〇〇〇 徵兵區は師管旅管聯隊區、警備隊區の區分に従ひ、聯隊區及警備隊區は更に之を徵募區に分ち、東京、大阪、京都に於ては更に徵募區を検査區に分ち、行政上の區を以て検査區とす。

其二 徵兵署

毎年徵募事務執行のときは各徵募區に聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署を設け、徵兵官、徵兵醫官、徵兵參事員干與の上壯丁の身體検査を行ふ。

其二 體格區分

體格區分

體格の等位は甲乙丙丁戊の五種とし、甲乙丙の三種を合格、丁種を不合格、戊種を徵集延期とす。而して合格の内甲乙兩種は現役及補充兵役に徵し、丙種は國民兵役に置くものとす。

身體検査に合格したる壯丁は徵集順序を定むるため徵募區毎に體格の等位及兵種を分ち聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署に於て抽籤を行ふ。

甲乙兩種合格者は抽籤番號の順序に従ひ現役兵に編入し其要員に超過する者は補充兵に編入し、補充兵の所要員に超過するものは國民兵役に服せしむ。

其四 訴願

訴願

徵集猶豫の事を決し役種を定め、其他徵兵事務に就て決定を與ふるを裁決と云ふ。壯丁及其家族にして徵兵官の裁決に對し不服ある時は裁決書を受けたる日より二十日以内に訴願することを得るも行政裁判所に出訴するを許さず。

其五 入營

入營期

諸兵の入營期日は現役兵、警備隊第一期及一年志願兵は毎年十二月一日六週間現役兵、警備隊第二期兵は六月一日とす。又輜重輸卒の入營は一年四期に分ち第一期は十二月一日、第二期は翌年三月一日、第三期は同年六月一日、第四期は同年九月一日とするも第七師管、第八師管、第九師管、第十三師管に於ける輜重輸卒の入營は三期に分ち第一期は翌年三月一日、第二期は同年六月一日、第三期は同年九月一日とす。

第二節 現役

第一 現役の位置

現役は其人員に於ても期間に於てもはるかに他の諸役に及ばざれど、軍隊教育

現役の特色

の出發點として將た亦軍事教育の實施期として軍事修得の基礎をなすものなれば諸役中最も重大なる役務なりとす。而して現役の特色とする所は兵營に於て軍人にあらゆる教育を施す點にあり。兵營に於て教育を施すとは兵營内のみの教育を云ふにならず、兵營に生活せる間に受授する軍事教育を云ふ。故に野外に於ける各種の練成をも含むや勿論なり。

兵營にあるとは即ち軍隊にある事を云ふものにして軍隊にあるは是れ正しく一の國民學校に在學せるものなり。

國民學校

此國民學校は普通の學校の如く智育を充分にするものにあらずれど、質素、實力、尊重、義務心、率直、秩序、勇氣、奮闘、協和、忍耐、克己等を實際に養ひ國家の一員として其國に盡すべき要務を了得するに於ては遙に他の學校に優り國民教育に缺くべからざる一課程たるを知らざるべからず。斯くて兵役に當るものは先づ此の學校に收容せられて護國の本義を知悉し、業を卒へて後も克く此教育の本旨を胸中に湛へ、一朝事あるに際しては進んで之を應用するもの之を現役の本旨とす。

左に其年限及區別を紹介すべし

第二 陸軍將校

將校の現役

現役將校は定限年齢に滿つるまで部隊に所屬服役す。定限年齢左の如し

- | | | | | |
|----|------------|-----|------------|------|
| 大將 | 六十五歲 | 中將 | 同相當官 | 六十二歲 |
| 少將 | 五十八歲(同相當官) | 大佐 | 五十五歲(同相當官) | |
| | 六十歲 | 少佐 | 五十二歲 | |
| 中佐 | 五十三歲(五十四歲) | 少尉 | 五十二歲 | |
| 大尉 | 四十八歲(五十歲) | 中少尉 | 四十五歲(四十七歲) | |

待命

尙ほ現役中待命休職及停職を命ぜらるゝものあり。待命は主として其奉ずる職務の廢絶したる時、若くは或る文官の職務に従ふ者其文官を免ぜられたる場合等に就職の命なきものを云ふ。

休職

休職とは(一)待命後一年を過ぎたるもの(二)傷痍疾病六ヶ月以上にて尙快復の見込なく、本人より願出でたる時(三)請願により内國にて修學する事を許されたる時(四)文官に専任したる時等の場合に於て職務なきを言ふ。

停職

停職は其行為懲戒すべき事あり、其情況稍軽く在職又は就職を停止せらるゝもの云ふ。

第三 准士官

准士官の現役

上等工長、樂長、特務曹長により多少の差ありて、四十歳以上五十一歳に至る。但し特務曹長は現役定限年齢に満たざるも正當の事故あるときは本人の願に依り現役を免ずる事を得。

第四 下士

下士の現役

- (一) 現役年限 下士の現役には左の別あり
 - 一、憲兵下士 前服役年月を通算して六ケ年
 - 二、各兵下士及工長 入隊の月より四ケ年但し警備隊區在籍下士は三ケ年
 - 三、騎、砲、輜重兵下士中砲兵工科學校又は獸醫學校出身の工長は、任官の月より三ケ年同じく工長外の者は任官の月より二ケ年
 - 四、計手 は計手に任せられたる月より二ケ年

下士定限年齢

- 五、軍樂部下士 は樂手補となりたる時より五ケ年
- 六、他の兵役より再び現役に歸りたる者は再入隊の年の十二月より二ケ年
- 七、志願によらず兵卒より任官の下士は入隊の月より三ケ年
- (二) 定限年齢 下士は各兵科各部により、四十歳より四十八歳まで引續き再服役を志願して現役に服する事を得べく、現役中と雖も本人を要するに非ざれば一家の生計立ち難きに至りたる時は願によりて現役を免ぜらるゝ事あり。其他素行修まらざる場合、犯罪ありし場合、疾病の場合等に於て現役を免ずる事あり。

第五 兵卒

兵卒の現役

- (一) 現役期間 兵卒(雜卒、職工を含む)の現役は原則として三年なるも尙左の區別あり
 - 一、歩兵科 二ケ年にして一ケ年は歸休せしむ。
 - 二、憲兵上等兵 前服役を通算して六ケ年
 - 三、輜重輸卒 現役二年四ケ月にして三ケ月在營の後歸休せしむ

兵卒の
年限の
定限年

- 四、樂手補 命ぜられたる月より五ケ年
- 五、警備隊兵卒 は三ケ年の現役中一ケ年在營二ケ年歸休せしむ但し上等兵たる技能ある者は尙一年在營せしむることを得。
- 六、騎、砲、工、輜重兵科の兵卒(除く輪卒)及縫工卒、靴工卒にして下士たる技能を有するものは一ケ年。歩兵科兵卒及看護卒にして下士たる技能を有するものは二ケ年尙在營の延期を志願し得。
- (二) 定限年齢 兵卒の定限年齢は四十歳にして憲兵及樂手補は此年齢に滿つるまで志願により引續き現役に服することを得べし。又兵卒の服役終期は四十歳なるも經理部及衛生部下士適任證書を所持するものは滿期後志願の上引續き四十五歳まで豫備役又は後備役に服する事を得べし。

第六 一年志願兵

一年志願兵の
資格

一年志願兵は名の如く一ケ年現役に服し、其間に於て豫備役將校たるに適當なる教育を施し、豫後備役士官の補充に充つるものなり、今其規定を概説すれば左

の如し、

一年志願兵の
取扱

- (一) 志願資格 満十七歳以上二十八歳以下にして、官立學校(小學校を除く)又撰科等の別科にあらざるを要す) 府縣立師範學校、中學校、若くは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認められたる學校若くは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學、政治學、理財學を教授する私立學校の卒業證書を所持し、若くは陸軍試験委員の試験に及第し服役中糧食、被服、裝具等の費用を自辨し、豫備將校たる希望を有する者に限る。尤も志願者は其學習せる科目に従ひ主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生を志願する事を得
- (二) 取扱ひ 一年志願兵は聯隊長其の教育の責に任じ、先づ入營後四ケ月間は一般兵卒と同一の教育をなし之に一等卒を命じ二ケ月以上通常教育の外特別の教育をなし、之に上等兵を命じ、下士及士官の勤務を練習せしむ其成績優秀なる時は伍長の階級に進むる事を得。但し専門の教育に至りては各隊其科の高級將校相當官其責に任じ師團各部長各之が監督に任ず。

終末試験

(三)終末試験 一年志願兵は現役満期前終末試験を施行し、之に及第したるもの豫備役編入(即ち満一年の現役終りし時)の際及第證書を付與し、各兵科の者は軍曹、主計生は二等計手、軍醫生及藥劑生は二等看護長、獸醫生は二等蹄鐵工長の階級に進め、及第せざるものにして下士たる技能ある者は各兵科は伍長各部は伍長相當の階級に任命し、下士の技能なきものは之を免じ。尙怠慢にして勤務習得の見込なきもの、軍紀を紊り法則を犯し又は品行不正にして改悛の見込なきものは二等卒に下別して一般の兵卒と同一の教育を施し必要に應じ毎年六十日間宛勤務演習に召集し其費用を自辨せしむ。

任官及服役

(四)任官 一年志願兵にして終末試験に及第したるものは三ヶ月宛二回見習士官として勤務演習に召集し成績良好なる者に限り少尉に任官せしむ。

(五)服役 一年志願兵の服役期限は現役満期の後六年四箇月豫備役に豫備役満期後十箇年後備役に服せしむ但し現役中本人を要するに非ざれば一家の主計を營み難きたため現役を免じ豫備役に編入せられ若くは傷疾疾病に依り現役を免じ豫備役に編入せられたる者の豫備役服役期間は現役を通算して七年四箇月とす又傷疾疾病に依り現役を免ぜらるる者は其狀況に従ひ後備役をも免じ、第二國民兵役に服せしめ或は亦永く兵役を免ぜらることあり。

第七 六週間現役

(一)資格 満十七歳以上二十八歳以下にして官立府縣立師範學校の卒業證書を所持し官公立小學校の教職にある者但し代用教員は資格なし。

(二)取扱ひ 名の如く六週間現役に服せしめ其費用は官給し現役終了後は國民兵役に服せしむ。但し二十八歳未満にして教職を罷むるものは抽籤せずして更に二箇年間陸軍の現役及豫後備役に服せしむ。

國民軍幹部適任證

又六週間現役兵中其成績良好にして國民軍の幹部に適するものは、長官の認可を受け聯隊長之に國民軍幹部適任證を附與す

第八 歸休

(一)歸休の原則 歸休とは現役兵にして成績良好なるものに對し現役服務期限に拘

一般的歸休兵

はらず歸郷して生産事業に従事せしむるを云ふ。即ち歸休は郷里にありて家業に従ふと雖も尙現役たる取扱を受け従つて種々の規定の下に其現狀を明にするの外必要に應じ召集せらるゝ場合直に之に應ずる爲遠く海外に旅行する等の事なきを要求せらるゝものとす。

特別歸休

今日に於て此歸休の一般的なるは歩兵科兵卒に對する一箇年の歸休制度にして其實際に於ては二年現役と大差なきも三年現役中の一年は歸休の狀態にあるものとして取扱はる。其他警備隊は一ケ年にして歸休する如きも一般的歸休の一なり。特別歸休兵は各兵科共二箇年以上警備隊にありては八箇月以上服役したる者の中品行方正成績良好なるものにして陸軍大臣上裁を経て定めたる人員に對し之を許可す。毎年現役満期前(歩兵にありては二年の服役を終り歸休前)若干日間早く歸休せしむるも亦歸休の一種なりとす。

(二) 歸休中の注意 歸休兵歸休中注意すべき諸件并に其取扱ひ左の如し

一、歸休中は本籍地所在の師管の兵籍に編入し聯隊區司令官の管轄に屬す

歸休中の注意

二、歸休中の上等兵及同等階級の兵卒にして在營中下士勤務に服したるもの及び下士適任證を有するものは歸休後一箇年以内に現役下士を志願し得べし

三、歸休中現役期限終れば當然豫備役に入る

四、歸休兵は簡閱點呼を受け又演習のため又は臨時兵員の補缺を要する時召集す

五、歸休兵は官廳に奉職し得るも召集を猶豫せず

六、歸休兵は外國に旅行するを得ず(朝鮮は差支なし)

以上の外一般在郷軍人取扱ひと同じ、

第三節 豫備役及後備役

第一總論

豫備制度の必要は前に述べたり。

徵兵令は兵役を常備役、後備役に分ち、常備役を更に現役と豫備役とに區分せ

豫備役の性質

り。従つて豫備役は戦時事變に際し召集して部隊に編入することより言へば、後備役に縁なくして現役に附屬するも、茲には兵營にあらざして共に郷里にある點より後備役と併せ紹介することとせり。

豫備役の性質を簡単に説明すれば歸休兵の少しく寛なる如き取扱ひにあると、其組織の一層大袈裟なるにあり。即ち歸休兵は戦時に際し現役として常備團隊の充員に當るも豫備役は此現役の不足を補ふて、常備團隊及動員により増設せらるゝ部隊の要員に充てらるゝものにして、共に常備軍を充足するは一なれど其程度は歸休兵に比し稍や急迫ならざるの差あり。

後備役は主として戦時後備軍を組織する所の要員にして、此後備軍は戦争の程度に従ひ機會に應じて編成せらるゝものなれば豫備役に比し一層急迫ならざるに似たり。されど近時の戦争は其組織孰れも大にして活動區域廣汎なると、我國の如き軍事に對する設備比較的大ならざるべからざる事情にある國に於ては、常備以外後備諸軍の活動を要する事多大なるべきを以て、後備役と雖も國家の急に

後備役の性質

後備軍活動の期

應ずるに於て敢て其程度を異にするると云ふべきにわらず。只兩者の異なる處は、一部の常備軍に動員の事ありとせんか其管轄地の豫備役は直ちに召集せらるゝに反し、後備役の大部は先づ此常備軍の充員ありて後更に後備軍の編成さるゝにわらざれば活動せざるを普通とするの點に在るのみ。

第二 豫備役

豫備役

(一) 服役期限 豫備役の服役期限左の如し

將校 豫備役將校の服役期限は現役年限に滿つる年の三月三十一日迄とす
若し此以後豫備役に轉入したる者は轉入の翌日より後備役に服せしむ。され共志願により此年限に拘はらず豫備役に服することを得

准士官 各兵特務曹長の豫備役は現役年限に滿つる年より第六年目の三月三十一日迄とし、憲兵特務曹長及各相當官の豫備役服役期限は現役年限に滿つる年の三月三十一日迄とす

下士 現役の初めより計算して七年四箇月に滿つる迄は下士の服役期限なり

兵卒 同上

(二) 豫備役中の注意事項 左の如し

- 一、下士及現役中下士勤務に服し若くは下士適任證を有する上等兵は豫備役轉入後二箇年以内に再び現役に就くことを出願し得
- 二、傷痍疾病により豫備役服役に堪へざるものは願に依り豫備役を免ぜらるゝ事を得、(後備役又同じ)
- 三、下士は豫備役満期後引續き現役定限年齢に滿つる年の三月三十一日迄豫備役に服することを志願し得
- 四、在郷者の心得可き事項は後章に詳かなり。

第三 後備役

後備役

(一) 服役期限 後備役の服役期限は左の如し

將校 現役定限年齢に滿つる年より第六年目の三月三十一日まで
 准士官 現役定限年齢に滿つる年より第六年目の三月三十一日を起算點とし滿

五箇年間を後備服役期限とす

下士 志願出身者は任官年の十二月より其他の出身者は徵集年の十二月より起算し十七年四箇月とす。

兵卒 豫備役満期後十箇年を兵卒の後備服役期限とするも、現役より直に後備役に入るものは全服役を通算して十七年四箇月とす。

(二) 服役上の注意 其他服役に關する注意は豫備役に準じ其詳細は在郷軍人の項を通覽すべし。

以上の外兵役の種類にあらざれども境遇上自ら別種の待遇を受くるものあり退役是れなり。

退役

退役とは將校同相當官にして後備役を終りたるか、又は傷痍疾病のため永久服役に堪へずして現役又は豫備役若しくは後備役を退きたる者を云ふ。

退役は別に特種の義務を存する所の役種にあらざして將校同相當官が保有する終身の官位に對し、現役、豫備役及後備役ならざる状態にあるを明かにしたるも

のなり。

第四節 補充兵役

補充兵役

補充兵は現役兵の缺員を補ひ又戦時事變に際し、常備軍の不足に充つるため召集する者にして又各兵種の補缺員として徴集することあり。

補充兵は平常に於て五十日以内教育のため召集する外郷里にあらしめ、勤務演習及簡閱點呼をなすこと豫備兵に同じきも明治四十年十月陸達を以て歩兵のみは當分教育召集を行はざる事となり居れり。

補充兵の服役は十二箇年四箇月なれど現役兵の補缺となるは服役の初年に限る以上の外補充兵は大體に於て在郷豫後備役と同一に取扱はるゝを以て茲に重複

説明せず。

第五節 國民兵役

國民兵役

徴兵令第六條は規定して曰く

國民兵役を分つて第一國民兵役、第二國民兵役とす

第一國民兵役は陸軍に在りては後備兵役又は召集せられたる補充兵にして其役を終りたる者、海軍にありては後備役を終りたる者之に服し、第二國民兵役は常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざる者之に服す

と國民兵役は國民皆兵の實を完ふするために設けられたる一兵役にして、尙武國たる我國に於ては寧ろ當然の制度なり三十七八年戰役に際し第一國民兵役の一部が召集せられて事實上其力を現はすの機會ありしが如きは此制度の本義を明證して餘りあり。

以上に於て兵役を通算するに各階級の通常服務すべき期限左の如し

將校 現役年限年齢に滿つる年より第六年目の三月三十一日即ち少尉にありては滿五十一歳の三月三十一日

准士官(特務曹長) 四十六歳の三月三十一日迄

下士兵卒 共に十七年四箇月

以上の期限は戦時事變に當りては之を伸張する事あるは徴兵令の明記する所なり。

第六節 各種兵役の補充

補充法

各兵種の各階級をして絶へず所要の人員を缺かざらしむるは補充法の適切に行はるゝにあり。仍て本節に將校、下士、兵卒に分ち其大要を示さんとす。尤も補充は進級に依るもの多けれども進級の規定は此處には載せず

第一 將校の補充

現役將校の補充

(甲) 現役士官の補充 各兵科士官は士官候補生にして少尉の資格を備ふるものより補充し、憲兵科士官は他兵科よりの轉科による、少尉の資格を備ふるは士官候補生の教育にして之に採用するものは左の如し

一、中央幼年學校本科卒業者

二、中學校又は同等以上の學校を卒業し召募試験に及第したるもの

三、一年志願兵にして隊長の保證あり、召募試験に及第したる者

四、現役各兵科下士中品行方正志操確實の者にして隊長以上の保證を得、召募試験に及第したる者。

士官候補生には士官學校分遣前概ね一箇年(幼年學校及下士出身者は六箇月)軍隊にありて下士兵卒の勤務及之に必要な軍事學を修得せしむ。

士官學校卒業の士官候補生は見習士官として六箇月以上士官の勤務を修得したる後該隊の將校會議に基き成績良好なるものは少尉に任官す、平時は准士官下士より將校に進級せしむることなし。

經理部士官

(乙) 各部士官の補充 相當官たる各部士官は大略左の方法に依り補充せらる。

經理部士官 主計候補生にして三等主計たる資格を備ふる者を以てす。而して主計候補生に採用し得る資格左の如し

一、中學校又は之と同等以上の學校を卒業し召募試験に及第したる者

- 二、一年志願兵にして隊長の保證を得且召募試験に及第したる者
- 三、現役經理部下士中品行方正志操確實の者にして隊長又は所屬長官の保證を得且召募試験に及第したる者

主計候補生は各歩兵聯隊に配屬せられ九箇月間士官候補生と共に同様の軍事教育を受けたる後經理學校に分遣、卒業の後見習主計として實務を修習し其成績に従ひ三等主計に任官す。

衛生部
士官

衛生部士官 醫科大學、醫學專門學校、文部大臣認定の醫學校卒業者にして陸軍衛生部の依託學生たる者、若しくは依託によらずして卒業せる者、軍醫學校生徒にして卒業試験に及第したる者に見習醫官見習藥劑官を命じ成績に従ひ任官す。

獸醫部士官 農科大學獸醫學科、官立實業專門學校獸醫科生徒にして陸軍獸醫部の依託生徒となり或は依託によらずして卒業したるもの、内より採用し見習獸醫として實習に従はしめたる上任官す。

獸醫部
士官

(丙)、豫備役後備役將校并に同相當官の補充、は左の方法に依る。

豫備役
後備
士官
補充

- 一、一年志願兵終末試験及第證書を得て豫備役に轉入したるもの
- 二、將校同相當官中現役年限年齢に満たずして現役を退き豫備役に入りたるもの
- 三、豫備役、准士官、下士にして士官に進級したるもの

第二 下士の補充

憲兵科
下士

- (甲)、憲兵科現役下士の補充
- 左に掲ぐる者を以てす
- 一、現役憲兵上等兵の進級
 - 二、一年以上現役年期を有する各兵科隊附下士中入隊後六箇年以上現役に服し品行方正志操確實にして憲兵科に轉科を志願し補充検査に合格したるもの
 - 三、下士適任證書を有する豫備役後備役憲兵上等兵にして二箇年以内に現役下士を志願したるもの
 - 四、現役満期憲兵科下士の再服役出願者

五、各兵科下士中再服役として憲兵科下士を志願するもの

右に對し憲兵隊長は補充検査を行ひ合格者を任命す

(乙) 各兵科現役下士の補充 左に掲ぐる者は現役各兵科下士として其缺員を補充するものとす。

各兵科の下士

一、現役各兵卒(輸卒を除く)にして下士を志願し二年以上在營し下士たるに適するもの

二、伍長勤務に服し現役満期となりたる上等兵にして二箇年以内に現役下士を志願するもの

三、同上適任證書を有するもの

四、豫備役又は後備役下士にして退營後二年以内に現役を志願するもの

各部下士

(丙) 各部下士の補充

砲兵諸工長 砲兵工長候補者にして陸軍砲兵工科學校を卒業したる者を以てす

蹄鐵工長 蹄鐵工長候補者は、騎兵、砲兵輜重兵隊の現役第二年又は第三年の

蹄鐵工卒中再服役を志願し蹄鐵工長に適する者より採用し概ね九箇月獸醫學校に分遣して之に充つ

衛生部下士 (一) 現役看護卒の下士志願者 (二) 看護長勤務に服し若くは下士適任證書を有する上等看護卒にして退營後二年以内に現役下士を志願する者 (三) 現役満期後二箇年以内に再び現役下士を志願する豫備役及後備役二三等看護長中より補充す

經理部下士 (一) 入營後一箇年以上現役に服したる歩、騎、砲、工、輜重兵科の上等兵にして計手を志願し必要の學術を習得したるもの (二) 計手適任證書を有する上等兵にして歸休又は現役満期後現役計手を志願するもの (三) 豫備後備二三等計手にして再び現役を志願するものより補充す

縫靴工長 (一) 上等縫靴工卒にして入營後二箇年以上現役に服し當該工長として再服役を志願し必要の學術を習得したるもの (二) 縫靴工長適任證書を所持し現役を志願する上等工卒 (三) 再び現役を志願する縫靴工長より補充す

豫備役下士

軍樂部下士 樂手補にして二箇年以上現役に服し下士の技能ある者より補充す
(丁) 豫備役後備役下士の補充
豫後備役各下士は大要左に掲ぐる者より補充す

- 一、各兵科下士適任證書各部下士適任證書、各工長適任證書を有する各兵各部上等兵又は同階級者
- 二、豫備役、後備役上等兵、上等看護卒にして現役中伍長勤務、看護長勤務に服せしもの
- 三、現役より豫備役又は後備役に後備役より豫備役に轉入したるもの

第三 兵卒の補充

現役兵卒

- 一、現役憲兵上等兵 各兵科兵卒中憲兵志願にして一箇年以上現役に服し年齢二十歳以上にして二品行方正、志操確實、三箇月以上憲兵上等兵の勤務に必要な學術を習得し補充検査に合格したる者より補充す
- 二、現役看護卒 隊附上等看護卒は各兵科初年兵にして概ね四箇月間軍事教育

を受けたる後約八箇月間看護學を修めたる者但し警備隊にありては兩期間を半減す。病院附二等看護卒は其地所在の歩兵聯隊初年兵にして概ね四箇月間軍事教育を受けたる者。

- 三、樂手補 戸山學校軍樂生徒の卒業者を以て補充す
- 以上の外各兵役の補充は徴兵、進級其他補充の形式によらざる各種の規定に基き補充せらる。

第四 特別補充

特別補充

戦時若くは事變に際し士官及下士の缺員ある時は前記諸規定の外特別なる補充方法に従ふ事あり。其の大要左の如し

- 一、各兵科見習士官及其相當者は各役相通じて各兵科士官及其相當官に補充し或は其勤務に服せしむることを得、特務曹長にして曹長任官後二年六箇月を過ぎたる者亦同じ
- 二、軍醫學校生徒にして修業概ね三箇月を過ぎたる者は必要に應じ見習軍醫、

見習藥劑官となすことを得

三、動員部隊は左に掲ぐる者を以て各兵科豫備見習士官、同相當官となし士官の勤務に服せしむることを得

一年志願兵終末試験及第者。士官勤務適任證書所持の豫備役下士。軍醫生。藥劑生、獸醫生たる一年志願兵。醫術開業又は藥劑師たる免狀所持者若くは試験を要せず免狀を得べき資格あるもの。獸醫の免許者又は免許の資格ある者。

四、各兵科士官同相當官適任證書を有する豫備役下士に後備役見習士官を命ずる事亦右に同じ

五、各兵科下士及同相當官の補充に於ても左に掲ぐる者を充當する事を得

一、入隊後四箇月を過ぎたる一年志願兵

二、各上等兵又は上等看護卒

三、獸醫學校にて修業概ね六箇月の工長候補者

五、其他經理部下士、砲兵諸工長に於ても特別補充の道あり

第八章 軍人の素養

第一章 軍事教育

一般教育

徳器を成就し智能を啓發するは一般教育の任する所にして國家は上大學より下小學に至り高等、専門、實業、普通の諸學校を設立して以て國民の教育に任するが故に軍隊の教育は重複して之を繰り返すの要なし、然らば軍隊の教育する所は果して如何なる事項なるか、軍隊教育令は其綱領に規定して曰く

軍隊教育の目的は軍人及軍隊を訓練して戦争の任に當らしむるに在り、而して戦争の爲緊要闕くべからざる要素は堅確なる軍人精神並嚴肅なる軍紀たり、故に軍隊教育は此要素を涵養するを以て主眼とす

と、即ち軍隊教育の主なる目的は單に軍事上の學術技藝を修むるにあらずして生を棄て義を取り恥を知りて名を惜み責任を重んじて艱苦に堪へ奮つて國難に殉ずる所の軍人精神を養成するにあることを知るべし（附録教育令要旨参照）

軍事教育は各部隊及學校に於て之を爲し兩者相俟つて其完成を期するものにして參謀將校の教育及經理、衛生、獸醫、測量等の特種教育並に在郷軍人の教育を除く外教育總監の統轄に屬し。各部隊長及學校長其實施の責に任す。

第一 學校教育及部隊教育

軍事教育を形式に分ては學校教育と部隊教育とに區別することを得べし。

學校教育

學校教育は陸軍諸學校に於ける教育にして或は初め先づ軍人の素養を造るべき普通教育を主とする所の學校あり、或は専門に屬する軍事學の蘊奥を究むる學校ありて、大小高低、程度を一にせざるも、孰れも軍事教育に缺くべからざる機關として夫れ々設備さるゝこと軍制の條に説明したるが如し。

部隊教育

部隊教育は普通一般の軍事教育を實施し、克く其實動と一致せしむるものにして、例令學校に於て學習する所も、畢竟は此部隊に於て實地に應用するを目的とするものなれば、軍事教育の基礎は學校にわらずして部隊にありと云ふべし。而して軍事教育の一般國民教育と同一視せざる點は、勤務若くは演習の如く、各部

團體並に各階級の軍人が職責として日常履行する事柄に對しても斷へず教育の含まれ居る一事なり、此點より見るも軍事教育には一として實際より離れたる學術なきを知るべきなり

第二 軍隊教育

軍隊教育

軍事の教育は總て軍隊を以て基本とす、故に廣き意味に於ける軍事教育中には軍隊以外に於ける軍事關係の教育をも包含すれど、軍事教育の大眼目は勿論軍隊に在るを以て、軍隊教育は軍事教育の大部を占領するものと云ふべし、仍て教育令の分類に従ひ各教育の主眼とする所を示さんとす（其詳細は附録軍隊教育の條「三六五頁」を参照すべし）

一般教育

(一) 一般教育の目的は必任意務の徴兵を本位とし併せて各級幹部を訓練し、精銳にして且堅實なる軍隊を練成するに在り、而して此教育は獨り現役中の教育のみを全目的とするに非ずして、下士卒をして在營間受けたる教化特に無形上收得せる良資質を全服役間持續せしむるの趣旨を以て實施するものなれば軍隊教育の骨子たるは勿論なり

一般教育の内部は此目的に従ひ各兵種毎に課程を定め所定の年限を以て完了する如く實施せらる、其年限は兵役の條に説明したる所なり。

特業教育

(二) 特業教育の目的は一部の下士、兵卒に戦闘の爲必要な特別の技能を修得せしめ以て精練なる特業者を養成するに在り、歩騎(甲聯隊)重砲兵隊の機關銃手歩騎砲工兵隊の通信手、重砲兵觀測手、同照準手及各隊喇叭手の教育是れなり

特別教育

(三) 特別教育 將校、士官候補生、准士官及下士、一年志願兵、六週間現役兵補充兵の六教育を總轄して特別教育と稱す、其目的は此等特種の階級を有する者をして性格徳操を養成し、學識技能を練磨して其職責を竭し、相當階級に應ずる勤務に服して常に良好なる成績を得せしむるに在り。

勤務演習教育

(四) 勤務演習教育 は復習の爲行ふ教育、一年志願兵終末試験及第者の教育、豫、後備役將校、下士進級の爲行ふ教育を言ふ、蓋し在郷軍人の精粗強弱は軍の戰鬥力に至大の關係を有するのみならず、國民の中堅として誠忠殉國の精神を居常民衆の間に充溢せしむるものは在郷軍人なれば本教育は全く此趣旨を以て施行せらる。

第二節 修養

修養の效果

教育と相俟つて軍人の素養を完成し、軍事の成績を良好ならしむるものは實に各軍人修養自得の效果なりとす。勿論教育とは決して知識を注入することをのみ云ふにあらずして、各人の智能を啓發し其徳と器とを成就せしむるにありと雖も、普通徴兵の教育たる、詢に僅少なる時日に對し要求する所頗る大なる結果、一々細部に涉る各方面の教育に留意するは望み能はざる事柄にして、各入營者の覺悟の如何、入營後の自修的精神の如何によりて軍事教育の效果相分れ、従つて各人の成績に差異を來す譯なれば、軍人たる者須らく此點に留意せざるべからず。

第一、入營に際しての覺悟

徴兵の覺悟

徴兵に當選せし者は克く『覺悟をして居る』と稱す。此覺悟なるものは普通進んで軍務に従はんとするの用意にあらずして『詮方なき故あきらめ居れり』と云ふ極めて卑屈なる捨て鉢的の意味に用ゐらるゝは遺憾なり。茲に云ふ覺悟はかゝる

卑屈なる意味にあらず『いかなる用意を以て軍務に従はば良好なる結果を齎し軍人たる本分を完ふし得べきか』の決心を指すものなり。惟ふに新に軍務に従ふものは兵役義務を完全に盡す事の國家の目的に適ひ従つて國民全體の幸福たることを知るを第一とし。次に軍隊に於て修得する所は、常に國家の軍人として必要な戦争法のみならずして、社會の一員として向後世に處するの一資本たる教育頗る多きを覺り。次に身體の強健と意志の強固とを一致せしむるの有利なるを知るは入營者決心の主要なるものなるべし。

其一 義務の覺悟

力素

國民の兵役義務に對する正當なる觀念は前に述べたる所也。凡そ物質は力素の集合したるものにして力素と力素と相争ふて敗れしものは勝ちしものに併合せられ、順次大物質となりて世に存在するを原則とす。河水と海水と争ふては河水敗れて海に合し、蔓草と灌木と争ふては蔓草遂に灌木を匍匐す。船水に勝てば航行し、

永久の夢想

蟲の居所

水船に勝てば沈没す。人生も亦斯くの如く、富貴、貧賤も畢竟する處は實力の相争ふたる殘骸に過ぎず。従つて實力の強制なくんば法律と雖も行はるゝものにあらず。此故に苟くも國として他の國と關係あり、社會にして他の社會と關係ある以上、永久の平和を保つ如きは到底不可能の事と云ふべく、國民の存する限り軍事の根絶せざるは必然の事なり。されば此根原を忘れて永久の平和を語り、軍事の撤廢を念とする如きは夢幻を追ふて走るものにして、若しかゝる思想を以て軍事にたづさはらんか本人の苦痛は素より其分なりとするも、ために他の思想を惑はし學術の進歩を妨げ、軍紀を紊るに至るなきを保せず。之に反し軍事の根柢と義務の本旨を解し、進んで軍務に従ひ其身の修業に力を竭す事を覺悟せんか、國家の利益は即ち個人の幸福となり、個人の幸福は國家の幸福を誘ふに至るべし。夫れ人々一日の行爲に於ても其人の覺悟により幸福となるべき事柄も蟲の居所を取違へたるため、終日の不快と不利益を招くこと少からず、況して青年の意氣旺盛なる時に際し愚にして迷へる思想を懷きて軍隊に入らんか、終生の不幸此間

に萌芽するに至る、豈思はざるべけんや。

其二 軍事教育の覺悟

殺人の學に非

軍事教育を以て只戦争の方法を教へ人を殺す事を學ばしむるものと誤認する時は何の教訓も加はらざるの觀あらんが、軍事教育は決して左様のものにあらざる。最も其教科中には射撃、劍術、槍術、爆發等の教育あれど、それは單に戦争技術の一面より見たるものにして、教育の主眼は國家の危急を双肩に擔ひ外敵を排除して祖國の利權を伸張し、國民の幸福を保持増進するに足る程の人物を造るにあれば、其内容は(前に述べたる通り)、報國的義務心、協同一致、秩序の觀念、質實剛健の思想、克己耐忍、謙遜禮讓、堅牢なる身體等を養成し薰陶するにあり、而して此等の教育が後來社會に於ける奮闘的生活の一大資本として多大の效果あるべきは云ふまでもなき事なれば、新に軍務に従事する人は豫め之に對する思想を整へ、徒らに一局部の行動に種々の感想を回さらずして克く此美點を吸収するの

美點の吸収

心懸けなかるべからず。世に兵隊上りとして一種の面白からざる人士の發生したりし時代は今や過ぎ去りたりと雖も、而も之とても要は前述の如き美點を吸収するの素質なく又其用意存在せざりし罪のみ。

其三 身體鍛鍊の覺悟

入隊者の苦痛

入隊者の豫め杞憂する處は軍隊の訓練が身體に苦痛なると、上級者の嚴格に部下を遇すると、時間の極めて忙はしく且つ正確なる點との三者なるが如し。此れに對しては始めより誤解なきを要す。

身體のりかたま

(い) 身體の勞務 今日の社會の有様にては遊民年毎に増加し、且つ學校教育の時日延長せると、青年思想の迷ひ多きとのため、丁年時代に於て激烈なる勞働に従事するもの著しく減少し、入營者の體格に於て、形體こそ大なる劣りなけれ。身體の『かたまり』は一般に薄弱となりたれば、軍隊の教訓を以て苦痛なりとする者大に増加したり。されど之を一般の勞働に比するに或場合に於ては勿論

身體鍛煉の好機會

過大の要求に接する事なきにあらざるも、全般に於て決して激烈なるものにあらず。彼の星を戴いて出て、山野に耘り水田に耕す農民などは之に比し數倍の勞苦を供せざるべからず。其他の勞働も亦大抵之れ以上の勞苦なるに獨り軍隊をのみ苦痛とするは、軍隊の苦なるにあらざる其人の從來情弱に育ちたる結果に外ならざれば、須らく此機會に於て我身を鍛錬し一層健康となるの幸福を信じて入隊せざるべからず。身體に就ては尙一言すべき事あり、前に軍人の義務の條に於て論じたる如く、軍人は軍務に精勵するの義務を負擔す。此義務を完全に履行するには、必ずや強健なる身體を具へざるべからず。軍人は健康なる人士を選ぶと雖も入隊せる以上は、(一)此健康を害はざる消極の義務と、(二)一層健康を増進せしむるの積極義務とを有することを忘るべからず。此事は後に再説する所あるべし。

命令服従の差

(ろ) 階級の差異 軍隊に階級の區分嚴存して一級の下下、一日の新古と雖も命令服従の差あるは初めて軍務に従ふものをして、其餘りに嚴なるやの感あらしめ、入隊せざるに先だち此點を心配する人あれど、此等の差異は軍隊に於て當

實力の差

然なるのみか、夫婦別あり長幼序ある社會の状態なり、只社會は種類を異にする人士のみなるを以て或事項に就ては自己が下級なるも或事項に於て上級たる場合多く一見其格段の差に想到せざるのみ。而も軍隊の此等の差たる金力、智力、腕力等の差にあらず、結局は軍務に對する實力の差なれば、其器にあらずして上級者たるは中心の苦痛甚しき次第故、必ず階級相當の學術を備へざるべからざる事となり、ために一層軍務を勉勵すべく、勉強の末其位置の進境を來すは人間の最も快しとする處なり。軍人たらんもの宜しく此處に想到し命令服従の存する處を了解すると共に入隊後飽迄其身の進境に努力せずして可ならんや。

時間の觀念

(は) 起居の嚴格 起居動作に秩序あると否とは文明と未開と分る處なり。歐米の富強國が民間に至るまで時間の觀念嚴重なるに比し、東洋の未開國が全く此觀念を缺くを思へば軍隊に於て時間を嚴守し其起居行動に秩序あらしむるの理由は問はずして明かならん。徒らに時間の觀念を以て窮屈なりとするは人間を醉生夢死せんとする浮きたる人々の我儘なり、今や學校の寄宿舎に於ても時間の規

定は剛行せらるゝにあらすや。入隊者は須らく此機に乘じ起居行動に紀律あるの習慣を養ふ覺悟を以て軍務に従はざるべからず

第二 入營後の覺悟

入營後の覺悟に至りては前項の覺悟に基き教育せらるゝ處を充分に學習了得すれば過ちなかるべしと雖も、今試に教育を受くるもの、精神思想を如何なる位置に置くを以て適切とするかを考ふるに

- (一) 自己の社會に於ける知能、財産、境遇等を悉く拋棄し、虚心平靜、赤裸々なる嬰兒たるの觀念を以て事に當ること
- (二) 上官は言ふも更なり、同輩に對しても職務以外には其言動の善惡良否を判斷せずひたすら自己の言動を省みて疚しからざるを期すること
- (三) 軍隊の經費は凡て是れ國民勤勞の賜物にして自分等各兵の注意不注意は集つて國民の負擔に輕重を來すに至る事を考察して馬匹、兵器、建築物、其他の器物及支給品に對する事

被教育者の位

批評せ

國費を惜め

戰時の苦辛

自己の愚迷

我肉を食ふ者

(四) 軍隊は凡て平時を基礎とせずして戰時を基礎としたるものなるを思ひ例令平時に適切ならざることも戰時困苦缺乏の場合に想到して之を判斷すべき事

(五) 自己は自己の思ふ程賢明なるものにあらず案外愚にして且つ迷へるものなるを信じ他の愚迷を笑はず之に同情し同時に自己を省みるべき事

(六) 勤務練習の苦痛を慰するため酒食に沈淪し父兄を煩はすは自らの手を以て自らの肉を切食してうましと言ふに等し。かゝる人士に成功したるものなき事

以上列記の諸言は獨り軍隊のみならず社會生活に通ずる修養訓たり。若し之にて足らざる所あらんかそは各人自ら工風して相戒むべきのみ。

第三節 軍人道

軍人道とは何

往昔には武士道あり今日軍人道無くして可ならんや。軍人道は實に今日の武士道なり。即ち軍人の軍人として踏むべき道は軍人道にして、之を精神の方面より見る時は所謂軍人精神となり。之を道德若くは義務の方面より見る時は軍人道と

なるものなり。而して軍人道の凝結せる所は一誠以て貫くべき軍人精神に存し、之を詳説すれば畏れ多くも明治十五年陸海軍人に諭し給ひし五箇條の聖勅となる。然るに軍人勅諭の衍義に至りては軍隊に於て誠心誠意を示さるゝのみならず、世に其書籍頗る多く、其の大要は既に各章に教説したる所なれば此所には軍人道の基礎となるべき項目に就て略説する事とすべし。

其一 軍紀

軍紀とは軍隊の紀律の事にして紀律とは秩序準則の意なり。野外要務令に曰く軍は軍紀を以て成るものにして其消長は實に勝敗の由て岐るゝ所なり各機關如何に業務に敏活なるも各人如何に技術に精巧なるも以て軍紀以外に超軼せしむべからず常に全軍をして必ず上長に服従し其命を恪守するを以て第二の天性たらしむべし之を爲す如何其教育を嚴肅にし其秩序を整正にし其命令を慎重せんのみ

軍紀とは何ぞ

と。知識あり才能ありと雖も軍紀を超越して之を振ふは軍隊の最も忌む所なり、之れ軍隊は學術技藝の共進所にあらず將士の合議所にあらず、一定の職責權能に従ひ令を發して三軍皆動き則を守つて軍士悉く水火に入るものなればなり。歩兵操典に曰く

軍紀は軍隊の命脈なり戰線幾十里に互り到る所地形と境遇とを異にし且つ諸種の任務を有する幾萬の軍隊をして能く一定の方針に従ひ一致の運動に就かしめ所謂萬人の心を以て一人の心の如くならしむるもの即ち軍紀なり故に軍紀は上み將帥より下も兵卒に至るまでを一貫する脈絡にして其弛張は實に戰鬪の勝敗を定め軍の運命に關するものなり

軍紀の定義

と、之に由つて見る時は軍紀とは要するに各人命令に服従し紀律を嚴守し必要以外の言動は一舉手一投足と雖も之を苟もせざると共に一度所要の事に當らんか所謂軍人精神を發揮して如何なる困難にも打勝ち如何なる要求にも應ずべく一階級の差、一日新參古參の差も絶對的命服從の關係を以て其責任を完からしめ之に

依つて全軍の秩序を維持し千萬人の行動を一にするに在るを知るべし。彼の昔へ
 の名將が「將軍に在りては主命を用ゐざる所あり」と言ひしは軍紀の系統にあらざ
 る事項に對して軍隊の無關係なるを明かにすると同時に軍隊は毀譽褒貶に拘はら
 ず一に軍隊自身の必要とする所を適確に行へば可なることを示したるものなり。
 これを要するに軍紀の嚴肅なるは一に軍隊内部の秩序整正し命令規則の迅速確實に
 行はるゝにあることを知るべし。

軍紀の
内容

軍紀の何物なるかは右の如しと雖も其内容は果して如何と云ふに大要『服従』
 『禮儀』『忍耐』『遵法』の四より成る

(一) 服従 陸軍讀法に曰く

上官の命令は其事の如何を問はず直に之に服従し抗抵干犯の所爲あるべから
 ざる事

命令者
の責任

と。上官の命令が果して善きか惡きか調ぶるは其上官以上の上官の權能にして、
 下級者は只々服従すれば可なり、若し命令せる上官の行爲に非難ありとせんか、
 を慎重にする機軸なり

禮儀

(二) 禮儀 謙遜禮讓は人の人たる常道なり。若し軍人にして勇敢壯烈なるのみに
 して禮儀の何物なるかを知らざれば軍隊に滋徳ある和合を見る事能はざるに至
 るべし。命令服従の關係は實に此禮儀の美德によりて一層の光彩を放ち圓滿なる
 履行を見るに至るなれ。此點は畏くも 勅諭に訓へ諭されあるを以て更に詳説せ
 ず

忍耐

(三) 忍耐 泰山前に崩るれども動かさず、北海後に溢るれども騒かず、水火を踏み
 彈雨を冒して進むものは軍紀を嚴守するの精神によりて繋がるればなり。艱難に
 耐へ辛苦を凌ぐは實に軍紀を維持する支柱と云ふべし

法則

(四) 遵法 法律規則を遵守しあらゆる規定を犯さず、進んで善良に之を履行する
 は軍隊の秩序を正し其價値を増進するの要項たるのみか、又以て社會に生活する

者の本分なり、而も其必要に至りては服従と何等の異なる所なし。

其二 風紀

軍人の態度

軍人は國家を保護し國權を擁護する所の重大にして且つ高潔なる任務を有するものなれば、模範的國民として品位を保つべきは勿論、堅確なる志操を内に湛へ強健なる身體を外に顯はすべき相當の態度及儀容を持し以て軍隊の面目を保たざるべからず。殊に此風紀と軍紀とは密接に相關聯し、軍紀正しければ風紀又整ひ、風儀整へば軍紀亦嚴正なるべければ、軍人たるもの宜しく細部に注意し猥らはしき容儀を持すべからず、風紀を維持すべき各人の用意左の如し

- 一、自己の品性高潔なれば容儀亦整ふ
- 二、品行方正なるものは風紀を紊ることなし
- 三、身體を清潔にして服裝を整ふれば思想も自ら高潔となる
- 四、自己は男子の模範たる身體を有することを忘れざれば姿勢及び態度必ず嚴

正となる

- 五、軍隊内部の起居を善良に行へば風紀自ら正し
- 六、其獨りを慎むは君子の行動にして又軍人道の精神なり

其三 名譽

軍人讀法に曰く

軍人の名譽心

名譽を尙とび廉恥を重んじ賤劣貪汚の所爲あるべからず、又曰く

膽勇を尙とび軍務に勉勵し恐怯柔懦の所爲あるべからずと、名譽を尙とぶ者は従つて廉恥を重んじ、廉恥を重んずる人は賤劣貪汚の行爲を行ふべきにあらざるが故に、名譽とは畢竟軍人道即ち武士道を實現して其本分を完ふし恐怯、柔懦の風を掃蕩し、死生の地に從容たるにあり。斯くの如くなれば、内を以て軍人精神を維持し、外は以て之を軍人の名譽なりとし、芳名赫灼と

名譽の
尊重の
結果

して、千歳不朽の榮冠を得べし、され共名譽は決して自ら世の喧傳稱揚を博せんとして、斯くするにあらず、自己の良心に満足を求め自己の本分に恥ぢざるの行爲あれば足れり。即ち眞の軍人の名譽に對し正當なる世の識者は自然的に之を稱揚すべしと雖も、毀譽褒貶の如き敢て意とすべきにあらざる也。野外要務令は名譽の結果を論じて曰く
上將校より下兵卒に至るまで常に此名譽を保有し部下は上官の爲め、上官は部下のため、互に相濟して以て全軍の名譽を發揚すべし。
と、名譽の必要知るべきにあらずや。

其四 軍旗

軍人道
を行ふ
に適す

軍人道は必ずしも軍人のみ占有すべきにあらず、軍人は此道を踏まざるべからざるに反し一般國民は之を行ふの義務なし、さり乍ら之を履み行ふは一般國民をして價値ある國民たらしむる所以なり。従つて軍人道を行ふは人に限定なく場所

に限定なけれど之を明に實現せしむる最も多くの場合は軍人が軍旗の下に於てするを常とす。軍旗は實に軍人が滿腔の誠意を捧げて其下に軍人道を行ふ處の標旗也。之に御紋章を附し、旭日章と共に皇室の威靈を仰ぎ勅語と共に之を授受せらるゝもの、まことに軍人をして儀禮を正し肅然として之を捧持しつゝ、その下に名譽ある行動をなして上 大元帥陛下の聖旨に答へ奉り、下自らの軍人道を完ふせん事を期するに最も適切なる表彰にあらずや。

其五 愛隊心

大なる
愛隊心

自己の屬する軍隊を愛するは猶自己の屬する國を愛し故郷を愛するに同じ。即ち辛酸を以て自己を鍛錬し軍人らしき軍人、國民らしき國民たらしめたる軍隊を愛し、自己を薰陶せる教官の在る軍隊を愛し、生死を共にする戦友ある軍隊を愛し、自己を載せて走る馬ある軍隊を愛するは人間の至情なれば此愛すべき軍隊の愈々益々名譽ある發達をなし、各種の行爲に良成績あらん事を期するも亦當然と

言ふべし

昔の名ある武士が浪人しても他に主取せず自己の屬せし城下を慕ひたる如き亦愛隊心の一現象にして、軍人道より之を言へば、軍隊を愛するの思想は一面軍務に精勵するの思想となる、大に唱道すべき事なり。只注意すべきは小節の信義を以て大義を没すべからざると同じく、偏狹なる愛隊心を以て大なる愛隊心を没却すべからざるにあり、宜しく愛國心と一致し軍隊の全體を愛し従つて自己の部隊を愛すべきなり。

愛隊心の結果として軍人は又須らく其師團、其隊及び其隊の軍旗の歴史を知らざるべからず。

其六 靖國神社

靖國神社

別格官幣靖國神社は 天皇の親裁を経て、維新以來皇國のために殉じたる勇士の英魂十一萬八千五百餘柱を奉祀したる神社にして、軍人道を竭し、其名譽ある

最後を爲したる人々を 盡く此所に表彰せられたるは獨り軍人のみならず國民全體の意を強ふする所なり。

拜神の注意

されば此神社に對しては 兩陛下屢々行幸啓遊ばされ、每祭勅使を差遣さるゝこと實に神威の宏大なるによらざるはなし。故に苟くも此神社に參拜し此境内に逍遙する者にして漫然社地の廣きをよろこび、器具圖書の珍らしきを見る如きは神靈に對し將た 天皇特に本社を建設せしめられたる叡旨に對し 奉り畏れ多き次第と云ふべし。故に軍人たる者は須らく此神の軍人道の神たるを拜し社内に保存せらるゝ一の零墨、一の破器と雖も。之に依り忠臣義士の肝膽を碎き心血を注ぎて國家に盡せし無限の精神を酌み、自らも亦正當に斯の如く軍人道を竭すべき事を期誓せざるべからず。

其七 陸戰條規及海戰條規

人道の精神

今日行はるゝ處の陸戰條規及び海戰條規は文明國の戰爭に於て人道の上より守

るべき法則を定め、戦争の目的以外に其損害を擴大せしめざらんことを期するの趣意に依り、各國の間に承認せられたるものなれば、之れ亦軍人道に適へるものと云ふべく、文明國の軍人は法律規定として之を守るべきは勿論人道の精神に基き其履行を期せざるべからず。

其八 赤十字條約

赤十字條約の趣旨

赤十字條約の目的は戰地に於て軍人及び公務上軍隊に附屬する其他の人員にして負傷し又は疾病に罹りたる者は其國籍の如何を問はず之を敵と見做さず、交戦者互に尊重看護し。及び衛生上の移動機關又は固定營造物の人員材料を尊重保護するにありて素より軍人道の當然とする所なるも。其規定は前項と共に世に多く刊行せらるゝを以て省略す。

以上を以て略ぼ軍人道を説明したり其中には直接の軍人道と稱する能はざるものあるべきも、何れも是れ軍人の當然竭すべく尊重すべき事項たらざるはなし。

第四節 軍人の鍛鍊

第一 身體

身體保衛の義務

身體を鍛鍊して愈々健全なる我れとなし、護國の大任を完ふせんとするは軍人の當に努むべき義務なり、即ち『身體髮膚之を父母に享く敢て毀傷せざるは孝の始めなり』と言ふ如く、此身既に皇國の軍事に提供する以上自己の不注意に依り若くは公用ならざるに之を毀傷するは國家に不忠なるの責を免るべからず。何となれば軍人は國家に捧げたる此身心を薄弱ならしめざるの義務あるは勿論、之を健全にするに就て制限なき義務を有する事前に述べたる所なればなり。身體鍛鍊の義務は實に軍人義務の重大なる要素なりとす。

鍛鍊の法

身體鍛鍊の方法は歸着する所、運動に依るの外なく、武術の如きも衛生上の上より見る時は、體操と同じく一の運動にして、總稱して體育と云ふと雖も、武術は深く精神の鍛鍊と相渉るを以て別に論ずるを至當とし、此處に運動に關連せる

他の諸項より運動の概念を明かにせんと欲す。

其一 生理及衛生

生理學の必要

(甲) 生理 衛生の良好を期せんとせば先づ生理の何物なるかを知らざるべからず。蓋し人は萬物の靈と稱せらるゝ程ありて、身體の構造頗る複雑にして、諸機能の緻密なる悉く他動物に超越す。従つて其運動に注意を拂はざるべからざる事、尙兵器の構造複雑なるにつれて取扱ひに注意を要する大なるに異ならず。故に教官たる者は勿論苟くも激烈なる運動に従ふ軍人に於て其梗概をも知らざるは危険至極の事と云はざるべからず。され共此事たる一の科學に屬し之を紹介するは本書の目的にあらざるが故に心ある人の自ら研究するに任すの外なし。世に天文地理の學に志し而も生理學の一端をも知らざる如きは矛盾の甚しきものならずや。

(乙) 衛生 衛生を廣き意味に言ふ時は軍隊の衛生も加はるべく、醫事も亦加はるべけれど、此處には單に各人の注意すべき衛生事項を紹介す

消極的衛生

積極的衛生

(一) 物を怖るゝは衛生にあらざ。氣候暑ければ怖れ、寒ければ怖れ、雨に怖れ、風に怖れ、此等に中らざらんことを以て衛生也と心得るは誤れり。斯るは却て身體を薄弱ならしめ、些の風雨寒暑にも忽ち疾患を得るに至る。殊に軍人は炎暑酷寒に會しても故障なき程の身體を鍛錬するものなれば、かゝる消極的衛生を容るべきにあらざ、進んで風雨に晒し其身の健否を試るの勇氣ある積極的衛生に依らざるべからず。而して此場合に於ける衛生の要件は微細なる注意(殊に運動前及運動後の)を用ふる事によりて良好なる結果を齎すべきなり。

(二) 衛生の眞訣は清潔にあり。其居る所を清くし、其食ふ所を潔らかにし、其着る所を清らかにすれば疫癘自ら乗ずるの機を失ふに至る。

(三) 辛苦に耐ふるの軍人精神と、小を慎む衛生上の注意とは時として相衝突する事あり。例へば風邪にて少しく發熱せる時、軍醫の診察を請ふは衛生上至當なるべきも軍務に缺くるの點に於て遺憾なるが如し、此際孰れに従ふべきかと言へば

衛生と軍人精神

主として其時々の場合に依らざるべからず、修業中にある者、廉ある場合、勤務に當れる者等は餘りに衛生の事のみ顧慮する所なく、之に従はざるべからず。古來の偉人烈士は斯る場合に處し譬へ大患を引起すも尙且つ平然として其職に竭したるの例を吾人に示す。然りと雖も輕症を等閑にして大患に陥り國費を費消して却て一身を薄弱にする事も又不忠の臣たるを脱れず要は軍人精神を失はざる範圍に於て注意周到なるに在り。

病症等

(四) 軍隊に於ては普通疾病に等差を附し公傷病、持病、不注意病、花柳病に分つ公傷病は軍人の寧ろ當然とする處なるも不注意に基き疾病を醸し殊に花柳病を得るに至りては軍人精神の墮落之より甚しきはなし、平常戒飭して斯の種の罹病なきを期せざるべからず。

其二 運動

運動の由來

體育の唱導は今日に始まりたるに似たれど決して然らず、古代希臘に於て如何

に其價値を發揚したるかは歴史の明かに傳ふる所なり。我國に於ても太古狩獵の盛なりし時代には身長八尺壽命百歳の人多かりしも中古文弱に伴ふて體質低下し戰國時代再び偉大となりたれど打續ける太平に伴ひて今日更に其低下を見るに至りたり。

進人類の運動にあり

(甲) 運動の效果 各種の運動が吾人の身體に對し其成長及新陳代謝を扶けて形體上顯著なる影響を與ふることは人類進化の動機が主として運動にありと稱せらるゝに依り明かなるのみならず、其姿勢を壯美にし其精神を爽快にし、克己、忍耐、勇敢の習性を作るの效果あるに於て一日も等閑にすべからざる健康法の首腦なりと云ふべし。

運動の效果

一例すれば骨格に於ては骨を強大堅固にし、姿勢を正し、胸廓を擴張し、關節に伸縮性及び弾力を與へ。筋肉は之を逞しくして僅少の働作に疲勞する事なからしめ。神経系に於ては其作用に基き機能を旺盛ならしめ従つて元氣を振興し血行を烈しくし呼吸器を強壯にし、内臓の活動を助け、皮膚に抵抗力を加へ、以て身

體全部の**韌強堅牢**を得るは主として運動の結果たらざるはなし。俗に曰ふ働きたし時不味きものなしとは運動が體力増進の主たる事を證するものと言ふべし。

乙) 各種運動の特色 運動の種類は頗る多く枚舉に遑あらずと雖も何れも利害得失ありて捨て難きを常とす。今軍隊に於ける運動の主なるものを一覽するに左の如し

徒手體操の效果

▼徒手體操 徒手體操は壯年幼年の別なく男女共に應用することを得、適度に行へば心臟及び肺臟を強壯にし新陳代謝も適度に充進し、關節を自由にし、且つ筋肉を強くし、動作を敏活にするの效益ありて、衛生上模範運動と稱すべきものなり。殊に此體操は甚しき精神作用を要せずして而も不隨意的に實行し得るを以て學科のため精神を勞する場合に於ける運動に適當す。斯くの如く此體操の特色とする所は應用の自由自在なる點にあるを以て手工者、事務に従事する人、輕き病者にも適度に行ふを得べく、又室内に於ても施行し得るの利益ありて運動の基礎たる位置を占む。

器械體操の效果

▼器械體操 此體操は器械の種類に依りて一様ならざれど大體に於ける特色は筋力を使用する事遙かに徒手體操の上にある。且つ身體を輕捷にし活潑、勇敢の氣象を養成し得るの力あり。只此體操は一面に於て負傷打撲等の危険を免れざるが故に教ゆるもの學ぶもの共に充分の注意を要す。而も此體操に於ける負傷の多くは恐怖のため周章、狼狽する場合に生ず、無暴なる行動は固より戒むべしと雖も須らく勇敢に且沈着に實施せざるべからず。

顯用體操

▼應用體操 應用體操は徒手及び器械體操に於て養成したる體力を發揮し、自信力及び忍耐力を養成し、共同動作を敏活ならしめ、殊に駈歩及び早駈に於て、血液の循環と呼吸機能の發動を催進するは體育上他に其比を見ざる顯著の效驗あるものとす。

以上の外操練、射擊、劍術、馬術等も體育衛生の上より見る時は夫れ々々特色を有し、體育一般の目的に合致するものとす。

丙) 運動上の注意 運動の效用に就ては其大意を紹介したり、以上の運動を行